

< 本 編 >

第1章 調査概要

<本 編>

第1章 調査概要

1. 調査の目的

平成20年7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においては、人と自然の共生の確保に向けて、エコロジカル・ネットワークの形成を通じ、自然の保全・再生を図ることの重要性及びその形成による多面的な機能が発揮されることへの期待が記述されている。また、ネットワークの形成に当たり、全国レベルとともに、国や地方公共団体を始め様々な主体の連携の下、広域ブロック程度の広がりを持ったエコロジカル・ネットワークの検討を進めることの重要性に触れており、国はガイドライン等の提示により、様々な主体が多様な空間レベルにおける検討や効果的な事業実施に対応できるようにすることとしている。

さらに、第3次生物多様性国家戦略においても、エコロジカル・ネットワークの重要性や、全国・地方など様々な空間レベルでのその形成の促進や各種関係施策の推進について記述している。

これまで、いくつかの都道府県や市町村においてエコロジカル・ネットワークの形成に関連する計画が策定されているが、広域ブロックを対象範囲とした検討はなされていない。しかし、四国地方において絶滅の恐れがあるツキノワグマに対して県境を越えた対策が求められるなど、広域ブロックレベルにおけるエコロジカル・ネットワークの形成に着目した取組の必要性が高まっている。現在、策定に向け検討が行われている国土形成計画広域地方計画においても、エコロジカル・ネットワークの形成に向けた取組をプロジェクトとして位置づけようとする動きも見られる。

エコロジカル・ネットワークの形成を図る上で、生態系の保全・再生・創出の取組を推進することが重要であるが、現時点では経済原理を導入することが困難なこと、直接的な効果がわかりにくくその発現にも時間がかかることなどから、取組の優先度が低くなりがちである。したがって、エコロジカル・ネットワークの形成を進めるためには、生態系の保全・再生・創出を直接的に行うだけでなく、人と自然との関係を踏まえた上で食糧生産や水害対策、バイオマス利用などが生態系の保全・再生・創出に及ぼす副次的な効果も十分に活用していくことが重要である。

本調査は、このような背景や考え方を踏まえ、広域ブロックのエコロジカル・ネットワークの形成が図られるよう、その実現に向けたエコロジカル・ネットワークの構想の作成を促進させることを目的とし、中部圏（愛知県、三重県、長野県、岐阜県、静岡県）と四国圏（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）をモデルケースとして、関連するデータの収集・整理を主たる内容としたエコロジカル・ネットワーク構想の策定に資する調査を行ったものである。

なお、本調査は、図1に示す国土形成事業調整費等により進められた各種関連調査と連携を図り実施したものであり、国土交通省所管の関連情報を収集・整理した上で、別途進められた中部圏並びに四国圏の「生態系ネットワーク構想（エコロジカル・ネットワーク構想）」検討のため情報提供を行うとともに、エコロジカル・ネットワークに関連する取組を地図上に表示させる「エコロジカル・ネットワーク プラットフォーム（仮称）」に活用できる仕様のGISデータの作成を行った。

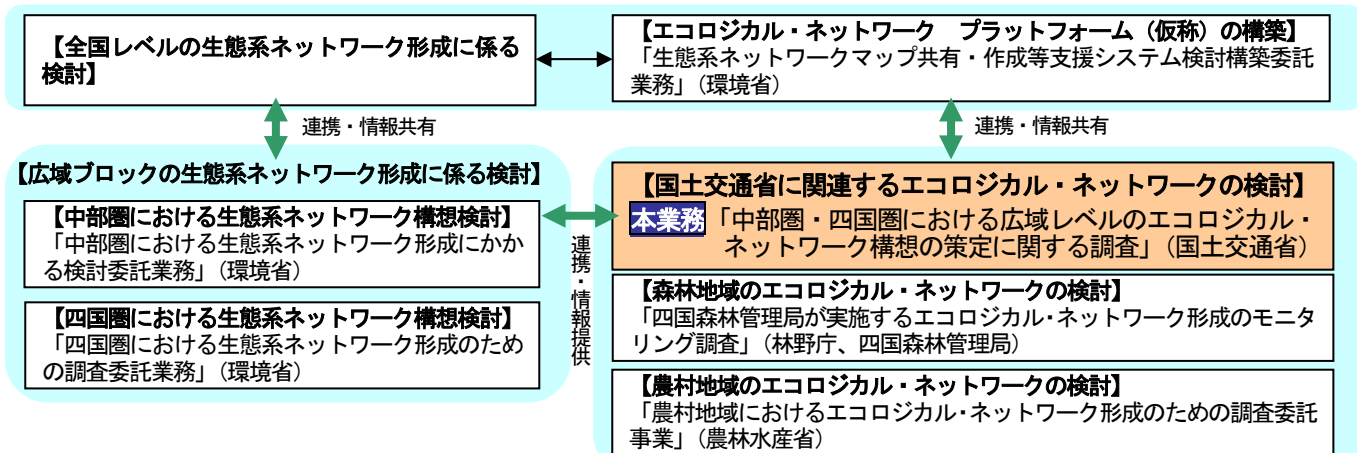


図1 各種関連調査との連携と本業務との関係

2. 調査の内容

中部圏と四国圏において、広域ブロックレベルのエコロジカル・ネットワーク構想の策定に資する以下の内容の調査を実施した。

(1) 国土交通省所管の計画・事業等の情報収集・整理

エコロジカル・ネットワーク構想の策定に関し、それぞれの広域ブロック（中部圏、四国圏）を対象に、国土交通省所管の計画や事業において、エコロジカル・ネットワークの形成に関連すると考えられるものを、ホームページや関係者ヒアリング等により抽出・整理した。

このうち計画については、広域緑地計画、緑の基本計画、河川整備計画、港湾計画、海岸保全計画等を主たる対象とし、それぞれの空間種別や計画概要、エコロジカル・ネットワークの形成に関連した事項について、一定の様式を定め整理した。

事業については、河川事業や道路事業において生態系への配慮が図られた事例、自然再生事業、都市公園等の都市関連事業で生態系の保全・再生・創出に資するもの等を主たる対象とし、それぞれの対象種別や目的、事業概要について、一定の様式を定め整理するとともに、モニタリング等を継続的に実施している場合は可能な限り事業効果等の整理を行った。その他、住民等と連携している取組等で関連性が認められるものも対象とした。

(2) GISデータの作成・整理

それぞれの広域ブロック（中部圏、四国圏）を対象とし、(1)で収集・整理した国土交通省所管の計画及び事業に関する情報について、「エコロジカル・ネットワーク プラットフォーム（仮称）」として広く公開することを前提としたGISデータの作成・整理を行った。

なお、GISデータの作成・整理に当たっては、別途「エコロジカル・ネットワーク プラットフォーム（仮称）」を構築するための環境省業務と十分な連携を図り、エコロジカル・ネットワーク形成に関連する他省庁所管の情報（環境省、農林水産省、林野庁）とも共有して閲覧でき今後の横断的な検討にも資することができるよう、指定のファイル形式（KMLファイル、グーグルアース上で共有して閲覧が可能）に準拠するものとした。

(3) 構想検討に関する会議への情報提供

各広域ブロック（中部圏及び四国圏）において別途進められた、「生態系ネットワーク構想（エコロジカル・ネットワーク構想）」策定に関する会議（有識者を委員とした会議、関係機関を構成員とした会議）に対し、関連する基礎資料等を作成し情報提供を行った。関連する基礎資料としては、上記(1)等で収集した情報を中心に、エコロジカル・ネットワーク構想文案の一部を作成するべく整理したもの等である。また、会議に同席し関係する議論の把握に努めた。

(4) ヒアリング等

上記(1)の情報の収集・整理、及び(2)のデータの作成を適切に行うために、関係機関へのヒアリングを広域ブロックごとに実施した。情報収集・整理のためのヒアリングについては、まず、広域ブロックごとの地方整備局内関連部署に対する1次ヒアリングを行い、その上で、必要に応じて、地方自治体や関係機関への2次ヒアリングを実施し、エコロジカル・ネットワーク形成に関連する取組に関する情報収集、収集した情報に関する公開の可否や内容の確認を行った。

(5) 報告書の作成

以上(1)～(4)の検討結果を、報告書としてとりまとめるとともに、概要版を作成した。

第2章 国土交通省所管の計画・事業等の 情報収集・整理

第2章 国土交通省所管の計画・事業等の情報収集・整理

1. 情報収集の考え方と方法

本業務では、エコロジカル・ネットワーク構想の策定に資する「計画」「事業」について、以下のような方針に基づき、インターネットの活用及びヒアリング等による補完・確認を行いつつ、情報の収集・整理を行った。

(1) 計画

計画について、国土交通省が所管する計画のうち、生態系の保全・再生・創出をはじめエコロジカル・ネットワークの形成に関連した検討が含まれていると考えられる下記の計画を対象として、国土交通省や中部圏及び四国圏における地方整備局及び地方自治体のホームページを中心に情報の把握を行った。

【収集の対象とした計画】

- i. 広域緑地計画
「緑のマスタープラン策定に関する今後の方針（昭和56年9月 建設省都市局都市計画課長通達）」に基づき、都道府県が策定
- ii. 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、「緑の基本計画」）
都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）に基づき、市町村が策定
- iii. 河川整備基本方針・河川整備計画
河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に基づき、河川管理者が策定
- iv. 港湾計画
港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）に基づき、港湾管理者が策定
- v. その他関連する計画
・海岸保全基本計画
海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）に基づき、都道府県が策定
・広域的な生態系の保全等に関連する計画 等

(2) 事業

事業について、国土交通省が所管する下記事業を対象に、生態系の保全・再生・創出をはじめエコロジカル・ネットワークの形成に資する事業について中部地方整備局、四国地方整備局をはじめ、中部圏及び四国圏の地方自治体のホームページを中心に情報の把握を行った。収集する事業として、実際に事業が実施され、一定の効果が認められるものとし、また継続的なモニタリング調査等、エコロジカル・ネットワーク形成の効果を判断する上で関連のある事項も収集に含めるとともに、住民等と連携して実施している取組等についても対象とした。

【収集の対象とした事業】

- i. 河川関係の事業全般
- ii. 道路関係事業のうち生態系への配慮がなされたもの（道路移動のためのブリッジやアンダーパス設置等）
- iii. 都市関係事業のうち、生態系の保全・再生・創出に資するもの（緑地保全等）
- iv. 自然再生事業（国土交通省が実施主体に含まれるもの）
- v. その他関連する事業

インターネットでの検索に当たっては、表1に示す平成19年度に国土計画局総合計画課が行った調査（「平成19年度エコロジカル・ネットワーク形成の具体的展開に関する調査」）にて整理されたエコロジカル・ネットワークに資する国土交通省所管事業を参考とし、それぞれの事業名などの検索キーワードを活用しながら中部圏及び四国圏において実施されている事業の情報収集を図った。

表1 エコロジカル・ネットワーク形成に資すると考えられる国交省事業例
 （「平成19年度エコロジカル・ネットワーク形成の具体的展開に関する調査報告書（平成20年3月 国土交通省）」の本編Ⅱ章「付表6」より国土交通省関係事業を抜粋）

区分	名称	所管行政	主な対象地域	事業主体 (施策の対象者)	目的	事業・補助内容
生態系-5	自然再生緑地整備事業	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課	都市計画区域内	都道府県 市町村	都市における自然再生、多様な生物の生息生育基盤の確保等を推進することを目的とする。	干潟や湿地、樹林地の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤を整備する。
生態系-6	直轄総合水系環境整備事業	国土交通省 河川局 河川環境課	河川区域	国	良好な河川環境及びダム環境を保全・復元並びに創出することを目的とする。	河川とダムの連携を図ながら汚濁の著しい河川とダム貯水池の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、環境学習や癒しの場として周辺整備と一体となって親水や舟運等の河川利用の推進を図る。
生態系-7	総合河川環境整備事業	国土交通省 河川局 河川環境課	河川区域	都道府県 市町村	良好な河川環境を保全・復元並びに創出することを目的とする。	汚濁の著しい河川の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、環境学習や癒しの場としての親水利用、舟運利用等、地域と一体となって河川利用の推進を図る。
生態系-8	エコロードの推進	国土交通省 道路局 地方道・環境課	—	国 都道府県 市町村	地域の自然環境との共存・調和を図るよう配慮の検討、設計段階での道路構造の形状や形式の工夫、動物の移動等の用地を利用して地域に適した自然環境の創出を図ることを目的とする。	調査計画段階での線形や道路構造の検討、設計段階での道路構造の形状や形式の工夫、動物の移動等の用地を利用して地域に適した自然環境の創出、整備、表土の活用、移植、自然の水循環を確保するための配慮等
生態系-9	エコポートモデル事業（港湾整備事業）	国土交通省 港湾局 海岸・防災課	港湾区域内外 （一般海域）	国	「環境と共生する港湾（エコポート）」の実現を促進することを目的とする。	港湾環境インフラ（水質・底質を改善する浚渫、覆砂、干潟等の創出、緑地の整備等）の総合的な整備を重点的・先行的に行う事業で、多様な港湾環境インフラの導入や環境機能の付加にも積極的に取り組み、事業着手後概ね5年～10年で成果が上がるように整備するもの。
生態系-10	海域環境創造・自然再生事業	国土交通省 港湾局 海岸・防災課	港湾区域内	国 港湾管理者	閉鎖性海域における水質・底質の改善、多様な生物の生息・生育が可能な環境の創造を目的とする。	海水が汚染されヘドロ等の堆積した閉鎖性海域において、航路・泊地の浚渫事業等で発生する良質な土砂を有効利用して行う覆砂や汚泥浚渫を実施、多様な生物の生息・生育が可能な良好な環境回復を目的に行う海浜等（砂浜、干潟、ラグーン、藻場等）の整備等
生態系-11	エコ・コースト事業	国土交通省 港湾局 海岸・防災課	海岸保全区域内	海岸管理者 都道府県 市町村	海岸における良好な自然環境の保全・回復を図ることを目的とする。	良好な自然環境を積極的に保全、回復する必要の高い海岸において、地域住民等の参加によりきめ細かな対応と事業効果のフォローアップ等により効果的な対策を行うなど、生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した自然と共生する海岸づくりを推進。

区分	名称	所管行政	主な対象地域	事業主体 (施策の対象者)	目的	事業・補助内容
安全性 -4	都市防災総合 推進事業	国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課	大規模地震発 生の可能性の 高い地域(採 択要件あり)	都道府県 市町村都市再生機 構防災街区整備推 進機構等	密集市街地に代表される 防災上危険な市街地の総 合的な防災性の向上を図 る。	①災害危険度判定調査(建物倒壊 や火災の危険性など市街地の災害 危険度判定に関する調査)、②住民 等のまちづくり活動支援(まちづ くり活動を活性化するための地区 住民等に対する啓発活動等)、③ 地区公共施設等整備(道路又は公 園、広場等の地区公共施設等)、④ 都市防災不燃化促進、⑤密集市街 地緊急リノベーション事業等
快適環 境-5	緑地環境整備 総合支援事業	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課	三大都市圏に存 する都市等緑と オープンスペ スの確保が課題 とされる都市	都道府県 市町村	都市域における水と緑の ネットワークの形成を促 進する。	緑とオープンスペースの確保が課 題とされる都市において、「緑の基 本計画」に位置づけられた水と緑 のネットワーク計画に基づき、都 市公園の整備、緑地保全事業等及 び市民緑地の公開に必要な施設整 備を補助対象とし、これらを総合 的に支援する予算を地方公共団体 に一括助成する総合補助制度。
快適環 境-6	緑道(都市公 園)	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課	都市計画区域 内(採択条件 あり)	都道府県 市町村	大震災等の災害時の避 難路の確保、交通事故か ら歩行者を守るなど市街 地における都市生活の安 全性及び快適性の確保を 図ることを目的とする。	近隣住区内部、公共・サービス施 設等(公園、学校、ショッピング センター、駅前広場など)を結び、 あるいは近隣住区相互を連絡する 植樹帯及び園路等を主体とする緑 地で、幅員10~20mを基準とし て配置される。
快適環 境-7	都市地方連携 推進事業	国土交通省 都市・地域整備局 地方整備課	—	市町村	都市と農山漁村等の間の 交流促進により、都市住 民の生活の充実を図りつ つ、地方の活性化を推進 する。	都市と地方の農山漁村等の市町村 や住民・NPO等の連携により行 われる先導的な交流事業を一体的 に支援。事業としては、都市と地 方の農山漁村等の市町村や住民等 が連携・参画して都市地方連携プ ログラムを策定し、プログラムに 基づき実施される交流推進のため の地域活動、施設整備、社会実験 等を実施。
快適環 境-8	海岸環境整備 事業	国土交通省 港湾局 海岸・防災課	海岸保全区域 内	都道府県 市町村	国土保全との調和を図り つつ、快適な海浜利用の 増進に資することを目的 とする。	国土保全との調和を図りつつ海浜 環境を整備し、もって快適な海浜 利用の増進に資するための、護岸、 植栽、緑地・広場等の新規及び改 良を図る。
快適環 境-9	ふるさと海岸 整備事業	国土交通省港湾局海 岸・防災課	海岸保全区域 内	都道府県	地域住民に親しまれ、海 岸とふれあえる美しい景 観を有した安全で潤いあ る海岸を形成することを 目的とする。	老朽化等により安全度の低下した 既存施設の改善にあたって、海岸 背後のまちづくりと一体となった 良質で多面的な機能をもった海岸 保全施設の整備を行うことによ り、安全で潤いある海岸を形成す る。
快適環 境-10	緑地等施設 (港湾環境整 備事業)	国土交通省港湾局海 岸・防災課	港湾区域外	都道府県	港湾の環境整備及び保 全を図ることを目的と する。	港湾環境整備施設として海浜、緑 地、広場等の緑地等施設を整備す る。また大規模地震時の対策とし て地域防災計画に定める避難地や 防災拠点として機能する港湾緑地 の整備を実施。
温暖化 -5	吸収源対策と しての都市の 緑化	国土交通省都市・地 域整備局	—	都道府県 市町村等	地球温暖化防止のため の吸収源対策として、都市 緑化や緑地保全を進め る。	緑地保全地域制度、管理協定制 度、市民緑地制度等や、緑地環境 整備総合支援事業等の活用により、 都市の緑化を図る。

区分	名称	所管行政	主な対象地域	事業主体 (施策の対象者)	目的	事業・補助内容
景観形成-5	景観形成総合支援事業	国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課	国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域、かつ景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の存する地域	市町村 民間団体等	地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用(景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置等)を中心とした取組を支援する。	景観重要建造物の修理、買取又は移設、景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取、景観重要建造物の外観修景、建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消、良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備、公共施設の高質化、良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動等の実施。
景観形成-6	歴史的環境形成総合支援事業	国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」に基づく重点区域	地方公共団体 民間団体等	魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域の活性化を図る。	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致形成建造物の復原・修理を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。
景観形成-7	緑陰道路プロジェクト	国土交通省 道路局 地方道・環境課	全国(モデル地域25箇所)	国 都道府県 市町村	地域の個性を活かした親しみが持てる美しい街並みを形成し、都市の顔として誇れる良好な緑の道路空間を創造することを目的とする。	街路樹を極力剪定しない管理について地域の方々の理解と協力が得られ、積極的に受け入れていただける地区において、道路管理者と地域住民が協力して街路樹の管理を行う。
景観形成-8	道路のり面の緑化・植樹	国土交通省 道路局 地方道・環境課	全国の道路	国 都道府県 市町村	緑豊かな道路空間の形成を通じて、生物の生息・生育空間の確保、道路景観の向上、二酸化炭素固定など環境への負荷の軽減を図ることを目的とする。	道路の法面については、技術的に困難な箇所などを除き、可能な限り緑化、特に樹林化する。
景観形成-9	道路緑化の推進	国土交通省 道路局 地方道・環境課	全国の道路	国 都道府県 市町村	良好な景観を形成し、二酸化炭素の吸収など環境への負荷を軽減することを目的とする。	良質な道路空間を構築する道路緑化を積極的に進めるとともに、道路、公園、河川などが連携し、既存緑地の保全と併せ、道路、公園、河川等が一体となった緑の骨格軸の形成、都市内の緑のネットワーク構築を図る。

注) 区分の「生態系」は健全な生態系保全・再生・創出の視点、「安全性」は国土利用の安全性の確保の視点、「快適環境」は快適環境の創出の視点、「温暖化」は地球温暖化防止の視点、「資源確保」は安定的な資源確保の視点、「景観形成」は美しい景観形成の視点、「文化醸成」は地域文化の醸成の視点を示す。

付表-6は、エコロジカル・ネットワークの形成に資すると考えられる国関係の事業について、各省庁の資料をもとに整理したものである。整理にあたっては、『健全な生態系保全・再生・創出』、『国土利用の安全性確保』、『快適環境の創出』、『地球温暖化防止』、『安定的な資源確保』、『美しい景観形成』、『地域文化の醸成』の7つの視点毎に関連するキーワードにより抽出し、複数の視点に関わるものについては、最も関連が深いと思われるものに区分した。抽出に用いた各視点のキーワードは以下のとおり。

(キーワード)

健全な生態系の保全・再生・創出：自然再生、緑・水の連続性、生物の生息・生育環境、水質保全

国土利用の安全性確保：水源涵養、土砂災害防止、治山治水、都市防災

快適環境の創出：緑地保全、気候緩和機能、大気環境の改善、自然とのふれあい

地球温暖化防止：温暖化防止、温室効果ガス、二酸化炭素、吸収源対策

安定的な資源確保：環境保全型、資源循環、バイオマス利用、自然エネルギー

美しい景観形成：景観形成、美しい景観、景観保全

地域文化の醸成：地域文化、伝統、保全、継承

(3) ヒアリング等による補完

(1)、(2) のとおりホームページから収集した「計画」「事業」の情報をもとに、不足している情報の有無の確認、ホームページからは得られない情報などについて策定主体・実施主体等から情報を提供していただき関連情報を補完した。

特に、事業については、実際に事業が実施され、エコロジカル・ネットワークや生態系の保全等に対する効果が認められるものを対象としているため、モニタリング調査実施の有無やその状況等も確認した。

ヒアリングの体制は、基本的に中部地方整備局及び四国地方整備局を窓口として、各県及び市町村の関連部署と連携して実施したが、中部圏と四国圏では関連会議の構成機関をはじめ検討体制が異なること、開催状況等検討の熟度が異なることなどを考慮し情報収集を実施した。具体的な内容は第5章に示し、情報収集の際に作成した依頼資料については本報告書の参考資料として掲載する。

2. 収集した情報の整理

(1) 情報整理の考え方と方法

1) 情報整理の考え方

①計画編

計画については、以下のような考え方から対象となる計画の整理を行った。

■河川整備方針・河川整備計画

県境をまたぐなど流域面積が大きく広域的なエコロジカル・ネットワークに資することと、それぞれの河川流域における自然環境の特徴についてより詳細な記述がなされていることなどから、一級水系を対象として整理を行った。

■海岸保全基本計画

沿岸域の環境面からの検討及び目標設定がなされており、広域的なエコロジカル・ネットワークに資する計画として整理を行った。

■広域緑地計画・緑の基本計画

策定されている広域緑地計画を対象とするとともに、緑の基本計画については、一定規模以上の都市地域における特徴を反映したエコロジカル・ネットワークに資する計画として、県庁所在地・政令指定都市・中核市・特例市を対象に整理を行った。

■その他の計画

その他、広域的な生態系や環境保全面のネットワーク等に関する検討が行われている計画について整理を行った。

②事業編

事業については、以下のような考え方から対象となる事業の整理を行った。

■河川関連事業

国土交通省が実施している自然再生事業や、国土交通省又は地方自治体が実施している水と緑のネットワーク関連事業、また動植物の生息・生育環境の保全や創出、またはその連続性に配慮した事業を対象として整理を行った。

■港湾・海岸関連事業

国土交通省又は県が実施している港湾・海岸事業のうち、沿岸域の生態系回復や創出、または自然環境への配慮がなされた事業を対象に整理を行った。

■道路関連事業

広域的な観点から、比較的まとまった規模で実施されている国土交通省又は県事業のうち、道路移動のためのブリッジやアンダーパス設置等、生態系への配慮がなされたものや、のり面の緑化やビオトープの創出等により生態系の保全や創出が行われた事業を対象として整理を行った。

■都市関連事業

国土交通省及び地方自治体が実施している都市関係事業のうち、緑地の保全や公園内でのビオトープ整備など、生態系の保全・再生・創出に関連する事業を対象として整理を行った。

■自然とのふれあい・環境教育関連事業

地域住民等と連携して実施している事業として、河川などを活用し、自然とのふれあいや環境教育に資する取組を実施している事業を対象として整理を行った。

2) 情報整理の方法

以上の考え方を踏まえて収集した計画・事業について、図2から図5に示すシート形式で情報整理を行った。

作成したシートについては、巻末の「情報整理シート」作成結果に掲載する。

①計画編シート

計画の種類をチェック		計画の対象となる区域の種別をチェック	通し番号
計画の名称を記載			
	【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他		計画内容のうち、エコロジカル・ネットワークの形成に関連した方針・目標等を抜粋して記載
空間種別	<input type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input checked="" type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）		
策定年度	策定年度を記載		
策定主体	策定主体を記載		
対象区域	計画の対象となる区域を記載		
目的	計画策定の目的を記載		【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 計画に基づいた具体的な施策や事業が定められている場合に記載
概要	計画内容の概要を記載		
連携機関	計画に掲載されている連携を図る機関を記載		
参照	<input type="checkbox"/> URL（上記内容に関し、掲載されているホームページを記載） <input type="checkbox"/> 参考文献（上記に関し、参考となりうる文献を記載）		

図2 計画編シートのフォーマット

		SK-7
重信川水系河川整備計画		
	【計画の概要】	
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成20年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	重信川（国管理区間）	
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの	
概要	河川整備計画は、重信川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体的な整備内容を定めるものである。 ●河川整備の基本理念 ○安全で、安心できる重信川の実現 洪水、高潮等さまざまな水害から地域住民の人命と財産を守り、人々が安心して暮らせる地域の実現に向け、各種治水対策を展開し促進するとともに、整備した河川管理施設の機能維持を図り、さらに管理を高度化するための施策を講ずる。また、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって、治水被害の少ない安心できる川づくりを目指す。 ○重信川を軸とした水と緑のネットワークの形成 河口干潟、霞堤、河畔林、水辺植生や川沿いの泉など、重信川が有する特徴的な環境を守り、育て、連携し、河口から源流へ、重信川から川沿いの地域へと繋がる水と緑のネットワークの形成を図り、河川本来の豊かな自然環境、景観の回復に努め、自然との共生が実感できる川づくりを目指す。 ○重信川を媒体とした自然と人、人と人がいっしょに交流と学習の場の形成 地域の自然環境、景観や社会環境との調和を図るとともに、重信川の持つ河川空間の独自性を発揮して、レクリエーション活動や自然体験活動、環境学習等の場としての機能を高め、多様な水辺環境を創出することによって、人々が強い、楽しみ、学べる川づくりを目指す。	
連携機関	国、県、流域市町村、流域住民	
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL（ http://www.skr.mit.go.jp/matsuyam/river/seibikeikaku/ ） <input type="checkbox"/> 参考文献	
	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 「河川環境の整備と保全に関する事項（1）動植物の生息、生育、繁殖環境の保全・再生」において、生物の移動や生息環境の連続性を確保し、多様な動植物の生息、生育、繁殖環境の保全、再生の観点から下記事業が位置づけされている。 ○ 重信川中流域（石手川合流点～国管理区間上流端） ①水と緑のネットワークの確保（霞堤の環境再生、水辺植生の保全、再生）※コラムとして「広瀬霞の再生事業」「松原泉の再生事業」を掲載 ②樹林の保全、再生 ○ 重信川下流域（河口～石手川合流点） ①水辺植生の保全、再生 ②干潟の保全 ○ 石手川（国管理区間）、石手川ダム 石手川下流域のヨシ原保全、石手川ダム湖の保全	

図3 作成した計画編シートの参考例

②事業編シート

		通し番号			
【事業の概要】		【概要図等】			
事業名	一般的に広く認知されている事業名を記載	左記の内容を示した概要図等を掲載			
実施主体	事業主体を記載			事業年度	実施年度を記載
事業分類	<input type="checkbox"/> 河川関連事業 <input type="checkbox"/> 港湾・海岸関連事業 <input type="checkbox"/> 道路関連事業 <input type="checkbox"/> 都市関連事業 <input type="checkbox"/> ふれあい・教育関連事業 <input type="checkbox"/> その他				
対象種別	<input type="checkbox"/> 生態系全般 <input type="checkbox"/> 特定の対象種が存在 (主な対象:)				
実施目的	<input type="checkbox"/> 自然の保全や再生 <input type="checkbox"/> 自然の創出 <input type="checkbox"/> 自然や生き物への配慮				
空間種別	<input type="checkbox"/> 広域(流域や自治体単位等) <input type="checkbox"/> 狭域(地区・箇所単位等)				
対象区域	取組を実施している区域を記載				
連携機関	取組に際し連携して行った機関を記載				
事業の概要	取組の概要を記載				
主な事業箇所と内容	具体的な取組み内容を記載				
事業の効果	事業の効果を記載				
【参照】					
URL	上記内容に関し、掲載されているページを記載				
参考文献	上記に関し、参考となりうる文献を記載				

図4 事業編シートのフォーマット

		SZ-48			
【事業の概要】		【概要図等】			
事業名	四万十川自然再生事業				
実施主体	国土交通省			事業年度	平成14年度～実施中
事業分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川関連事業 <input type="checkbox"/> 港湾・海岸関連事業 <input type="checkbox"/> 道路関連事業 <input type="checkbox"/> 都市関連事業 <input type="checkbox"/> ふれあい・教育関連事業 <input type="checkbox"/> その他				
対象種別	<input type="checkbox"/> 生態系全般 <input checked="" type="checkbox"/> 特定の対象種が存在 (主な対象: ツル(マヅル、ナヅル他)、アユ、アカメ 他)				
実施目的	<input checked="" type="checkbox"/> 自然の保全や再生 <input type="checkbox"/> 自然の創出 <input type="checkbox"/> 自然や生き物への配慮				
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域(流域や自治体単位等) <input type="checkbox"/> 狭域(地区・箇所単位等)				
対象区域	四万十川水系(高知県宿毛市、四万十市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町、黒潮町、三原村、愛媛県宇和島市、松野町、鬼北町)				
連携機関	国、県、市、学識、流域住民(四万十川自然再生協議会)				
事業の概要	四万十川では、昭和30年代の四万十川の原風景の復活を目指し、「ツル」「アユ」「アカメ」「ヤゴ」に着目し、瀬と淵の再生、湿地の再生、ワンドや池の整備、樹木・植物の管理・保全などの自然再生事業を平成14年から実施している。				
主な事業箇所と内容	・「ツルの里づくり」 ・「アユの瀬づくり」 ・「ヤゴの里づくり」 ・「アカメの瀬づくり」 ※下線の実施事業については個別シート参照				
事業の効果	動植物の生息・生育環境の再生、樹木の対策や湿地の再生により白い砂州と瀬の拡大やナヅルの越冬が確認されている。				
【参照】					
URL	http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/river/gaiyo/gaiyo.html http://shimanto-saisei.com/info.htm http://www.shimanto-tsuru.com/				
参考文献	「四国技報」第7巻13号				

図5 作成した事業編シートの参考例

(2) 情報整理結果

(1) で示した考え方により、中部圏では 50 の計画と 66 の事業、四国圏では 26 の計画と 84 の事業をそれぞれシートに整理した。収集した事例の一覧を表 2、表 3 に示す。

なお、四国圏については、これら情報の事実確認と「エコロジカル・ネットワーク プラットフォーム (仮称)」上での公開について、各主体への確認を行い、中部圏については、これら情報の事実確認のみを行った。

表 2 中部圏 収集情報一覧

①「計画編情報整理シート(中部)」

番号	計画名称	計画種別	策定主体	概要
CK-1	天竜川水系河川整備基本方針	河川整備基本方針・河川整備計画	国土交通省	天竜川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
CK-2	豊川水系河川整備基本方針		国土交通省	豊川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
CK-3	豊川水系河川整備計画		国土交通省	豊川水系の国直轄管理区間を対象に、豊川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めている。
CK-4	矢作川水系河川整備基本方針		国土交通省、	矢作川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
CK-5	庄内川水系河川整備基本方針		国土交通省	庄内川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
CK-6	庄内川水系河川整備計画		国土交通省	庄内川水系の国直轄管理区間を対象に、庄内川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めている。
CK-7	木曾川水系河川整備基本方針		国土交通省	木曾川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
CK-8	木曾川水系河川整備計画		国土交通省	木曾川水系の国直轄管理区間を対象に、木曾川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めている。
CK-9	鈴鹿川水系河川整備基本方針		国土交通省、	鈴鹿川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
CK-10	雲出川水系河川整備基本方針		国土交通省	雲出川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
CK-11	櫛田川水系河川整備基本方針		国土交通省	櫛田川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
CK-12	櫛田川水系河川整備計画		国土交通省	櫛田川水系の国直轄管理区間を対象に、櫛田川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めている。
CK-13	宮川水系河川整備基本方針		国土交通省	宮川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
CK-14	天竜川水系諏訪圏河川整備計画		長野県	天竜川水系諏訪圏を対象に、天竜川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めている。
CK-15	一級河川木曾川水系木曾川上流圏域河川整備計画		岐阜県	木曾川水系河川整備基本方針に即し、木曾川上流圏域の概ね 20～30 年間の具体的な整備内容を定めている。

番号	計画名称	計画種別	策定主体	概要
CK-16	一級河川木曾川水系飛騨川圏域河川整備計画	河川整備基本方針・河川整備計画	岐阜県	木曾川水系河川整備基本方針に即し、飛騨川圏域の概ね20～30年間の具体的な整備内容を定めている。
CK-17	一級河川木曾川水系津屋川圏域河川整備計画		岐阜県	木曾川水系河川整備基本方針に即し、津屋川圏域の概ね20～30年間の具体的な整備内容を定めている。
CK-18	一級河川木曾川水系牧田川圏域(相川、大谷川、泥川)河川整備計画		岐阜県	木曾川水系河川整備基本方針に即し、牧田川圏の概ね20～30年間の具体的な整備内容を定めている。
CK-19	一級河川木曾川水系犀川圏域河川整備計画		岐阜県	木曾川水系河川整備基本方針に即し、犀川圏域の概ね20～30年間の具体的な整備内容を定めている。
CK-20	一級河川木曾川水系伊自良川圏域河川整備計画		岐阜県	木曾川水系河川整備基本方針に即し、伊自良川圏域の概ね20～30年間の具体的な整備内容を定めている。
CK-21	一級河川木曾川水系長良川圏域河川整備計画		岐阜県	木曾川水系河川整備基本方針に即し、長良川圏域の概ね20～30年間の具体的な整備内容を定めている。
CK-22	一級河川木曾川水系長良川上圏域(曾部地川)河川整備計画		岐阜県	木曾川水系河川整備基本方針に即し、長良川上圏域の概ね20～30年間の具体的な整備内容を定めている。
CK-23	一級河川天竜川水系一雲済川(天竜川下流中遠ブロック)河川整備計画		静岡県	天竜川水系河川整備基本方針に即し、一雲済川(天竜川下流中遠ブロック)の長期的な具体的な整備内容を定めている。
CK-24	天竜川水系安間川河川整備計画(天竜川下流西遠ブロック)		静岡県	天竜川水系河川整備基本方針に即し、安間川(天竜川下流西遠ブロック)の長期的な具体的な整備内容を定めている。
CK-25	一級河川矢作川水系乙川圏域河川整備計画		愛知県	矢作川水系河川整備基本方針に即し、乙川圏域の長期的な具体的な整備内容を定めている。
CK-26	一級河川矢作川水系矢作川中流圏域河川整備計画		愛知県	矢作川水系河川整備基本方針に即し、矢作川中流圏域の長期的な具体的な整備内容を定めている。
CK-27	一級河川庄内川水系新川圏域河川整備計画		愛知県	庄内川水系河川整備基本方針に即し、新川圏域の長期的な具体的な整備内容を定めている。
CK-28	遠州灘沿岸海岸保全基本計画	海岸保全計画	静岡県 愛知県	遠州灘沿岸の姿として雄大な自然景観、海が育んだ伝承や文化・多くの人が自然とふれあう開放的な海辺空間・砂浜、砂丘、海食崖、海岸林等の優れた自然の防災機能・希少な野生動植物など多様な生物が生息・生育する場としており、遠州灘沿岸のあり方として、今後も自然の恵みを受けつつ、さらに後世に継承していくために、砂浜、砂丘・海食崖、海岸林といった、遠州灘の特色である貴重な海岸地形を保全していくこととしており、「遠州灘の雄大で変化に富んだ景観と特色のある自然を守り、海を畏れ、愛する心を育む文化を継承する海岸づくり」を基本方向として計画を策定している。
CK-29	三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画		愛知県 三重県	沿岸保全における「防護」「環境」「利用」の調和した沿岸域の創造のための取組み方について以下の内容を定め、計画を策定している。 ・内湾の沿岸を特徴付けている自然環境との共生 ・これまでの枠組みを越えた総合的な施策への展開 ・沿岸域を越えた広範囲にわたる諸問題への取り組み ・住民・企業・団体等との協働・連携

番号	計画名称	計画種別	策定主体	概要
CK-30	静岡県広域緑地計画	広域緑地計画	静岡県	<p>県土の現況把握を行い、緑地の解析と計画課題をまとめた上で、緑の機能別に以下の緑地配置方針として計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然に親しむ環境形成（環境保全） ・県民レクリエーション・交流活性化への寄与（レクリエーション） ・安全な都市生活への貢献（防災） ・景観の向上と地域のイメージアップ（景観）
CK-31	三重県広域緑地計画		三重県	<p>三重県は、本格的な山岳地域、風光明媚なリアス式海岸地域、大都市と接することなく流れる大河川など、大きなポテンシャルを有する自然資源が豊富に残されている。本計画は、大自然と結ばれた自立都市分散型県土の構築を基本理念、里山と水系に支えられた生態環境都市の創造をテーマとし、土地利用構想の策定、緑地配置構想の策定手法の検討、広域都市計画区域別の調査と解析・評価をした上で緑地配置構想の策定を行ったものである。さらに適用施策のイメージ、緑の量に関する数値的検証を行い、最後に今後の課題をとりまとめた。</p>
CK-32	諏訪市緑の基本計画	緑の基本計画	長野県諏訪市	<p>緑の将来像を実現させるために、以下の5つの基本方針を設定し計画を策定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①諏訪市を特徴付ける緑の保全・育成 ②緑に育まれたまちづくり ③快適で彩り豊かな緑のまちづくり ④水とともに暮らすうまいのまちづくり ⑤住民参加の緑づくり
CK-33	岐阜市緑の基本計画		岐阜県岐阜市	<p>緑地の保全・整備、及び都市緑化の基本方針として以下の内容を定め計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑地の保全・整備、及び都市緑化の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・みどりにつつまれたまちづくり ・水とふれあいを高めるまちづくり ・個性あふれた環境づくり ・利用機能的緑地の確保 ・市全域にわたる緑のネットワークの形成
CK-34	多治見市緑の基本計画		岐阜県多治見市	<p>「ふるさとのみどり」とともに暮らすまち。多治見を本計画のテーマとし、基本方針として以下の内容を定め計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本方針 <ol style="list-style-type: none"> ①身近な緑に囲まれるくらしを求めます。 ②豊かな自然を体感できる暮らしを求めます。 ③豊かな里山の緑を求めます。 ④心豊かな緑の文化の向上を求めます。
CK-35	浜松市緑の基本計画		静岡県浜松市	<p>基本方針として以下の内容を定め、計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑を守る ・公園をつくる ・緑化を進める ・緑に親しむ ・緑でアピールする
CK-36	名古屋市緑の基本計画		愛知県名古屋市	<p>名古屋城や熱田神宮などまちの歴史を伝えるみどりを始め、東部丘陵における樹林地、西部の庄内川沿いの河川敷緑地やその周辺の農地等のまとまりのあるみどりが残されています。これらのみどりは、私たちのまち名古屋を特色づけると同時に、人々の生活と様々な形でかかわりながらまち全体を支えるみどりとして重要な役割を担っています。また、これらのみどりの拠点をつなぐ役割を果たす緑道や街路樹等の道路空間、河川空間などの帯状のみどりは、快適な散策路や災害時の避難路、延焼防止帯としての機能を果たし、生物の生息・移動空間としても大切なものとなります。歴史的なみどりを守り育て、公園・緑地などのみどりの拠点を整備し、これらをつなぐ花・水・緑のネットワークを形成することにより、安心、快適なみどりに支えられた暮らしの実現をめざします。</p>

番号	計画名称	計画種別	策定主体	概要
CK-37	岡崎市緑の基本計画	緑の基本計画	愛知県岡崎市	<p>基本目標・基本方針として以下の内容を定め計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本目標・基本方針 ・緑と水辺のネットワークの形成 ・地域性あふれる多様な緑地空間の形成 ・環境保全機能を生かした緑の基盤の形成 ・潤いと安らぎのある快適な緑地空間の形成 ・自然との共生による緑の文化都市の形成
CK-38	豊田市緑の基本計画		愛知県豊田市	<p>基本方針・施策の方向性として以下の内容を定め計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本方針・施策の方向性 ・まもる 都市近郊林と森林の保全・農地の保全・活用・水辺の保全・都市と農山村の交流 ・ふやす 公園づくり・緑化の推進・ ・つなげる 河川の緑化・道路の緑化・緑道の整備 ・みんなで育てる 緑を育てる意識づくり・緑のまちをつくる仕組みづくり
CK-39	四日市広域緑の基本計画		三重県四日市市	<ul style="list-style-type: none"> ●水と緑の施策方針 ・水と緑を守る、育てる、活かす 鈴鹿山系の自然林と二次林、台地上の二次林と人工林、河川等の緑地を保全、育成し、それらを活かした水と緑を創出します。 ・公園緑地をつくる、見直す 地域の状況にあった方法により公園緑地の整備と見直しをすすめます。 ・緑の帯をつくる（水と緑のネットワークづくり） 河川、既存樹林地、東海自然歩道等を利用して緑の帯（水と緑のネットワーク）をつくります。 ・まちの緑をふやす 健康で、安全、快適な暮らしを支える、うるおいのある都市景観と都市環境を形成するための緑化をすすめます。 ・水と緑を知る、広める 住民が中心となった緑化や公園緑地の創出のために、水と緑に関する情報交流、活動の機会と場の拡大、活動の支援体制の整備をすすめます。

番号	計画名称	計画種別	策定主体	概要
CK-40	あいち水循環再生基本構想	その他の計画	愛知県	めざす姿として以下の内容を定め、計画を策定している。 ●めざす姿 水循環の4つの機能のそれぞれについて、再生に向けての「めざす姿」を設定し、これらの「めざす姿の実現を通して、構想の目標である「人と水との豊かなかわりの回復・創造」をめざします。 具体的には、水質の浄化に対して「安心して利用できるきれいな水」、水量の確保に対して「暮らしを支えて流れる豊かな水」、多様な生態系の維持に対して「水が育む多様な生態系」、水辺の保全に対して「人と水とがふれあう水辺」の4つの姿を、構想の「めざす姿」として設定します。
CK-41	あいち水循環再生基本構想 尾張地域水循環再生行動計画		愛知県	地域目標に向け上流から下流まで流域の全体で地域協議会の構成員が実施できることから取組を進めます。 主な取組を、地域共通のめざす姿である、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」により整理しました。
CK-42	あいち水循環再生基本構想 西三河地域水循環再生行動計画		愛知県	地域目標に向け上流から下流まで流域の全体で地域協議会の構成員が実施できることから取組を進めます。 主な取組を、地域共通のめざす姿である、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」により整理しました。
CK-43	あいち水循環再生基本構想 東三河地域水循環再生行動計画		愛知県	地域目標に向け上流から下流まで流域の全体で地域協議会の構成員が実施できることから取組を進めます。 主な取組を、地域共通のめざす姿である、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」により整理しました。
CK-44	各務原市水と緑の回廊計画		岐阜県各務原市	水と緑に恵まれた美しいまちの実現に向けて、以下のような目標と基本方針を定め、計画を策定している。 ●目標と基本方針 ・歩くことの楽しい安全で美しいまちへ ・山と川の豊かな自然を暮らしの中へ ・生命を育む共生都市へ

番号	計画名称	計画種別	策定主体	概要
CK-45	東郷町グリーンベルト構想	その他の計画	愛知県東郷町	<p>「緑・水・鳥・そして人が集う空間」の実現を目的として、自然・人・話題ごとにテーマ及び目標を定め、計画を策定している。</p> <p>○自然（生命みなぎるすばらしき流れ） 田園風景と人・魚・鳥の共生する空間・魚が棲む川作り・生きものの生活を尊重し親しむ空間・自然を活かしためりはりのある整備、維持管理・風土に根づいた緑の空間</p> <p>○人（生きものとのふれあい） いつでも誰でもいける、使える空間・コミュニケーションが育まれる空間・子供が集える楽しく安全な空間・環境を考え、学ぶ空間・ゆっくり憩い、楽しめる空間・健康づくりのための空間・自然とふれあう身近な空間</p> <p>○話題（話題性の発信） 自然を生かしたまちおこし・他のまちにはない空間・都会では味わえない空間</p>
CK-46	たはらエコガーデンシティ構想		愛知県田原市	<p>環境と共生する豊かで持続可能な地域づくりを基本理念として策定されている。具体的な成果目標として、2010年度の温室効果ガス排出量について、1990年度比で10%の削減を目指している。そのための7つの主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●菜の花エコプロジェクト ●廃棄物リサイクルプロジェクト ●エコ・エネルギー導入プロジェクト ●省エネルギー推進プロジェクト ●コンパクトシティプロジェクト ●グリーン・ネットワークプロジェクト ●エコ・インダストリープロジェクト
CK-47	岡崎市水環境創造プラン		愛知県岡崎市	<p>岡崎市の水環境について将来の望ましい姿を描き出し、基本方針と水環境目標を設定しました。</p> <p>その検討結果を受け、「水環境アクションプラン」の検討を行い、計画目標を達成するための対策について具体的に検討を行いました。</p> <p>これら「マスタープラン」と「アクションプラン」をあわせ、「岡崎市水環境創造プラン」とし、岡崎市の水環境改善をめざした対策を推進していきます。</p>
CK-48	伊勢湾再生行動計画		伊勢湾再生推進会議	<p>伊勢湾再生に向けての目標を以下のように定め、基本方針、推進体制、計画期間、目標達成のための施策、行動計画のフォローアップといった構成で計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スローガン：人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する ●目標：伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が息息、生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生
CK-49	まんなかビジョン		国土交通広域連携中部会議フォローアップ会議	<p>今後の個別具体的な計画に対する指針として、概ね10～20年後の中部地方の将来像と地域づくりの目指すべき方向、その実現に向けた具体的な目標を示すとともに、今後5年程度で重点的に実施する各施策・事業をまとめた「当面取り組む主要なプロジェクト」を掲載している。</p>
CK-50	三河湾流域圏再生行動計画		三河湾流域圏会議	<p>三河湾流域圏再生に向けての目標を以下のように定め、目標達成のための施策の推進として、推進方針、負荷削減施策の推進、多様な主体による協働・連携、再生のためのモニタリングなどについて計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目標：継続的に生物多様性が図れるような環境が整備され、同時に生活・産業活動にも配慮された健全な水・物質循環が構築され、しかも、人々に憩いと安らぎを与える「森・川・海」が再生した健全で活力ある三河湾流域圏の形成 ●スローガン：持続的な人と森・川・海の連携により健全で活力ある三河湾流域圏を再生する

②「事業編情報整理シート(中部)」

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
CZ-1	河川環境事業 (ビオトープ)	河川関連事業	国土交通省	ビオトープの設置によりまちづくりの進む庄内川中流域にサンクチュアリを確保し多様な生息種の環境整備を図る。
CZ-2	魚類の生息環境の保全・創出		国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 対象地点における生息魚類を把握し対象魚類を選定 河道形態を把握するため、過去40年間の河道の変換を整理 過去の流量観測データから、等地点の流況特性を明確にした 対象魚類の遡上特性を考慮して魚道形式、設置位置、基本諸元等を検討。 魚道比較検討により魚道機能、治水面、経済性等から最適な魚道形式を選定
CZ-3	魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業		国土交通省	○坂内砂防ダム魚道 既設堰堤に設置した丸形の隔壁の階段式魚道である。本堤下流側に土砂溜めと流量コントロールのための余水吐きを設けている。また、副堤の魚道には呼び水水路を儲け、魚を誘導するようになっている。
CZ-4	根尾川魚道改良 (棚田式魚道)		国土交通省	<ol style="list-style-type: none"> 魚道の間口を広げ、180度どこからでも遡上可能構造とした。 床固工の前低保護工内に魚道規模を納めることにより、下流部の川床低下に伴う浮き上がり現象を無くした。 自然石で水の影を作って途中で魚の休憩場所を確保すると共に、魚道底面の凹凸による減速効果と床固工天端に堰上げ効果を発現させて、遡上しやすい魚道とした。 アユの遡上可能な流量・流速に対応した構造である。
CZ-5	ヨシ原復元		国土交通省	水質の浄化や河川環境の向上を図り、多様な生物が生息できるような環境を作るため近傍での護岸工事による掘削残土(ヨシ根土混入)および浚渫残土を利用してヨシ原が減少しているところに盛土を行い、ヨシ原を再生する。
CZ-6	ヤナギ植栽護岸		国土交通省	水面では、水鳥の生息場となっているため、水面から高水敷上への遮蔽を行うことを目的としてヤナギ低木の植栽を実施した。また、水際部では、ヨシ根を混入した土を敷均したり、地盤高を低くしたりして、水際植栽にも考慮した。また、全面にふとん籠(又は木工沈床)を置き、土砂の流出を防止した。
CZ-7	渚プラン (水制工と養浜工)		国土交通省	<p>失われた干潟を造成し、河口部本来の環境を復元し、養浜した土砂が流出しないように水制工も併せて施工するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 養浜土砂は河川内の浚渫土砂を用いる。養浜方法は自然の力で干潟を形成させる。 景観性に配慮し、ブロック表面に鉄平石を張る。 水制はブロックを層状に積み重ね魚巢の役割を果たすよう考慮する。
CZ-8	河川環境(柿田川)の復元		国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 護岸強度を優先し緑化ブロックで草本による緑化とする。 基礎部は、貴重な水中植物等に配慮し、木工沈床を使用した。 洪水影響区間外の水際部は高木が繁茂できるスペースを設ける。 急勾配カ所の緑化は、緑化ブロックと連続遷移補強土工による護岸整備とする。
CZ-9	生態系と景観に配慮した砂防事業		国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 落差は現況以上の高さにならないことを基本とするが、床固区間等やむを得ない箇所については魚道を設け魚類の活動範囲を妨げない。 床固工の構造は、自然の巨石を埋め込み巨石で落差を形成し、表面を自然石で覆いコンクリートをむき出しにしない。 流路工は、淵を形成できるよう湾曲部を設ける。
CZ-10	大谷山腹工・植栽工		国土交通省	土石流の直撃を防ぐとともに、洪水時に多量の土砂が流出すると下流の河川において、その土砂が堆積して河床が上昇することで川の断面積が小さくなることから洪水の氾濫を防ぐために、砂防施設を整備。山腹対策は、斜面を樹木により安定化させることで表面土砂の移動を防止する。

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
CZ-11	地域と連携した樹林整備活動	河川関連事業	国土交通省	昭和初期より実施された山腹工が近年、里山としての管理不足等から徐々に樹林荒廃が進みつつある。地元中学校や地域住民と国・自治体が連携して、防災機能が高く、種の多様性に富む樹林地の復元と環境学習等環境意識の向上を目的に、樹林整備活動を実施する。
CZ-12	水際推移帯の回復(自然再生)		国土交通省	陸域と水域の二極化の進行が著しい箇所において、本来の河川らしさをあらわすように、陸域と水域の連続性を復元するため、水際推移帯を形成する。
CZ-13	河川環境復元形成(ヨシ等の移植)		国土交通省	失われた氾濫原湿地の代償的な環境再生を図る。 ヤマトシジミ、オオヨシキリ、アシハラガニ等の指標生物の生息、中継地、越冬地等の再生。 生物の増加による水環境の改善、人工河川の景観改善。
CZ-14	祓川の河川環境改善		国土交通省	■祓川水門直下の固定堰に切り欠きを設置し、祓川水門の上流に網場を設置することにより、水門解放時にはすぐに祓川に水を供給できるようにした■洪水時の河川の雨量、水位を監視し防災、安全を考慮しながら祓川に水が供給されるようにきめ細かな櫛田川可動堰及び祓川水門の操作を実施して洪水被害の危険回避と共に、祓川の水涸れ魚類の瀕死を回避している
CZ-15	堀川総合整備(マイタウン・マイリバー整備事業)		愛知県名古屋	河川の改修と共に、良好な水辺空間の保全創出を図り、水環境や、水質の改善に努め、快適で活気のある堀川の再生を目指す。
CZ-16	諏訪湖河川再生事業		長野県 国土交通省	昭和30年当時の諏訪湖を原風景として位置付け、その当時の諏訪湖が有していた自然環境の特性や内容を備え、かつ、現代のニーズにも対応した「新たな諏訪湖の風景・自然そして文化を育む湖畔づくり」を進める。
CZ-17	自然の水辺復活プロジェクト		岐阜県	自然の水辺復活プロジェクトとは、岐阜県下の自然環境の保全・復元・創出を効果的に進めるため、「産学民官の協働」「人づくり」「モノづくり」「現場での研究」の4本の施策を連携させて、相乗効果により県下の自然共生を進めるプロジェクトである。
CZ-18	エコリバー事業(馬瀬川)		岐阜県下呂市	馬瀬地域の活性化のために、二大地域資源である清流「馬瀬川」と豊かな「森林」、そしてそれらが形成する「美しい里山景観」の持つ潜在的魅力を活かし、その保全と新たな活用を図り、都市との交流を促進していく。
CZ-19	多自然川づくり		静岡県	静岡県における多自然川づくりは、境川(三島市・清水町)、仁科川(西伊豆町)、興津川(静岡市)、麻畑川(静岡市)、大井川(川根本町)、逆川(掛川市)、阿多古川(浜松市)などで取り組まれている。
CZ-20	油ヶ淵清流ルネッサンス		愛知県、碧南市、安城市、西尾市、高浜市	愛知県と流域4市では、油ヶ淵水質浄化促進協議会を設立し、平成6～12年度にヘドロのしゅんせつ、下水道整備など、油ヶ淵の水環境改善に取り組んできた。平成16年には、さらなる水環境改善を図るために、第二期計画を策定し、行政・市民が一体となって取り組んでいる。
CZ-21	多自然川づくり(矢作川)		愛知県	愛知県における多自然川づくりは、水制工、柳枝工、石積み工、カゴマット工、湿生植物の再生、河原の創出、水際線、早瀬の創出、魚道の設置などが取り組まれている。
CZ-22	水辺の緑の回廊整備事業		愛知県	愛知県では、多様な生態系の保全・緑のネットワークづくり、河川と地域との関係の再構築をめざし、NPO等関係市民団体や小中学校等と協働して、治水上支障のない区間へ植樹する「緑の回廊整備事業」を進めている。
CZ-23	自然に配慮した川づくり		三重県	三重県では平成15年「自然に配慮した川づくりの手引き(案)第一次改定版」を作成し、自然に配慮した川づくりに取り組んでいる
CZ-24	エコロードの設置		国土交通省	山間部を道路が通過すると野生動物の生息域が分断されることにより、野生動物が道路上を横断し、自動車と衝突事故(ロードキル)起こす可能性がある。そこで、動物が安全に道路を横断できるよう、山林管理のために盛り土部に計画されていたカルバートを人と動物兼用のカルバートとして設置した。その他に、小動物は側溝に転落すると脱出できないため、自力で脱出できるようスロープを設置した。

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要	
CZ-25	御前崎港の藻場復元	港湾・海岸関連事業	国土交通省	■遊水部内へ大規模な母藻移植と食害防止対策を行い、その後の状況をモニタリング調査している。	
CZ-26	伊勢湾・三河湾内の海洋環境改善		国土交通省	【清龍丸】 普段は名古屋港で航路の浚渫を行っていないときの油回収機能、防災機能を搭載している【白龍】伊勢湾及び三河湾の海面に浮遊しているゴミ・油を回収する目的の清掃兼油回収船■大雨の後の港湾内に河川から大量に流入するゴミを回収する（木材・草・ペットボトルなど）■平成21年3月に新造船として供用を開始し、従来のゴミ・油回収機能の他に新たに、環境モニタリング機能が加わった	
CZ-27	シーブルー事業 (海域環境創造事業)		国土交通省 愛知県	■河川から流入する汚泥、ごみ、各家庭からの生活排水、工場排水などの増加により発生したヘドロについての対策 ■海辺に良質な砂を使い、干潟を形成したり、海底を浅くして海藻などにより自然浄化作用を高める工夫をする	
CZ-28	津松阪港における海岸整備		国土交通省	■潤いのあるまちづくりの核として良好な海岸空間の創出■老朽化等により安全度の低下した既存施設の改良■海岸背後の地域特性や海岸性状などに配慮した海岸整備■背後のまちづくりと一体となった良質で多面的な機能を持った安全で潤いのある海岸空間の創出	
CZ-29	名古屋港全般の緑化（名古屋港緑化計画の実施）		名古屋港管理組合	■海洋文化・交流施設などと一体となった緑地整備■海洋性リクリエーション施設や各種スポーツ施設の充実■水辺を活かした海域から陸域につながる緑地づくり■自然の中で憩い、安らぎを得られる緑地づくり■港の広がりや船などの景観資源を活用した緑地づくり■背後地域の公園とも連携した緑のネットワーク形成	
CZ-30	海岸環境の保全整備		愛知県	■渥美海岸（田原市）：人工リーフ設置、アカウミガメ産卵地・海浜植生保全■田原・豊橋海岸（田原市）：消波堤・潜堤の設置、砂浜の侵食防止■高豊漁港海岸（豊橋市）：離岸堤の設置、砂浜の侵食防止、アカウミガメ産卵地保全■二川漁港海岸（豊橋市）：既存消波堤の改良、アカウミガメ産卵地・海浜植生保全	
CZ-31	エココースト事業		三重県	海岸侵食の激しい地区における侵食の防止・砂浜の保全により海浜植生やアカウミガメ産卵地を保全	
CZ-32	人工リーフ、人工海浜の整備		三重県	海岸侵食の激しい地区における侵食の防止・砂浜の保全により海浜植生やアカウミガメ産卵地を保全	
CZ-33	ホテルにやさしい照明施設		道路関連事業	国土交通省	国道23号岡崎バイパスにおいてヒメボタルの生息が確認されているため学識経験者・地元関係者から成る「ホテルに優しい照明設置委員会」をH9に設置しヒメボタル生息地への影響の少ない道路照明灯について検討を行った。事前調査では、仮設照明の光源として高圧ナトリウムランプ、けい光水銀ランプ、光源なしの状態のホテルの発光個体数、照度等の調査を行い、高圧ナトリウムランプがホテルに最も影響が少ないと考えられるため採用することとした。
CZ-34	道路照明対策の実施（アカウミガメ）			国土交通省	①道路照明灯による対策 ・平面道路部は歩行者の利用を考え演色性の比較的良好な高圧ナトリウム灯を使用。 ・高架部は自動車専用道路としての利用を考え演色性は悪いが形状の識別に優れている低圧ナトリウム灯を使用。 ・砂浜の照度が基準値を超える場合、カッターバーにより照度をおとす。 ②ヘッドライトの遮光対策 ・ヘッドライトが直接砂浜にあたらないように遮光板（高さ1m）及び植栽を行った。
CZ-35	ビオトープ整備		国土交通省	道路により分断された里山環境の復元	
CZ-36	伊勢道エコロード		日本道路公団	路線が通過する区間は、伊勢神宮を取り囲むように伊勢志摩国立公園に指定されているため、環境対策に配慮した設計を行ったほか、エコロードとして種々の対策を行った。	
CZ-37	エコロード、ロードキル対策		中日本高速道路株式会社	シカの侵入の可能性の高い、厚木IC～沼津IC（約70km区間）の全区間において上り線（山側）のフェンスの高さを1.5m～2.5mにかさ上げをする。	

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
CZ-38	ハイウェイ緑の里プロジェクト	道路関連事業	中日本高速道路株式会社	地域の人々や、ボランティア団体とともに、共同プロジェクトとして花壇の整備、樹木の植栽、緑化・美化活動を行う。
CZ-39	花街道整備事業		岐阜県	「花の都ぎふ」運動の一環として全県にわたる花街道整備事業を展開し、沿道に花木を植栽し、四季折々の景観を道行く人が楽しめると共に、大気浄化を図ることを目的とする。
CZ-40	木曾三川国営公園整備事業	都市関連事業	国土交通省	東海地方のレクリエーション需要の増大と多様化に対応するため、木曾川、長良川、揖斐川からなる木曾三川の広大なオープンスペースを活用した国営公園として整備をすすめている。
CZ-41	国営木曾三川公園 138タワーパーク (もくもくパラダイス)		国土交通省	タワーパークの東側約1万平方メートルは国営公園の一部で、国の当初計画では建物を中心とした整備が予定されたが、ここは木曾川の河畔林が残る貴重な場所のため、貴重な自然を残したいという市民の願いからビオトープを造ることになった。
CZ-42	木曾三川公園 河川環境 楽園・木曾川水園	国土交通省	木曾川が育んだ川の自然や風土・文化をモチーフに、河川における環境共生のモデルとなる空間(環境)を創出し、この下で学びかつ遊び楽しむことができる参加体験型の公園	
CZ-43	岩倉市自然生態園(たんぼの国のトンボの郷)	愛知県岩倉市	自然生態園は、市街化で失われつつある身近な自然環境を保全・復元するため、隣接する津島神社の森と一体のものとして整備されたビオトープ公園で、公園面積が5520㎡、津島神社面積が977㎡から構成される。	
CZ-44	名古屋市八竜緑地及び 市民緑地	愛知県名古屋市	八竜緑地は名古屋市がビオトープの保全と自然観察のための整備を進めている緑地で、名古屋市内では珍しい湿地が残っている。	
CZ-45	名古屋市相生山緑地 (オアシスの森)	愛知県名古屋市	名古屋市天白区野並にある相生山緑地(都市計画決定区域123ヘクタール)を名古屋市が借地方式でその一部の整備を行い、市民参加で柴刈など植生管理をし、自然観察会などを開く。市民の手掘りのトンボ池や、カブトムシのための堆肥ベッドなどもあり、さまざまな生き物と触れ合うことができる。	
CZ-46	名古屋市水広公園 自然生態園	愛知県名古屋市	水広下池の隣に整備された、復元型のビオトープ。地下水をくみ上げて水路に流し、池などが整備されトンボなどの生き物が生息でききよう工夫がされている。周りの雑木林にも散策路が整備され、自然が楽しめるようになっている。面積:58,000㎡(水広下池12,000㎡)	
CZ-47	あいち健康の森公園 (生きもの達の谷)	愛知県	全体面積約100haのあいち健康の森は、5つのゾーン(健康・運動・研究・生きがい・福祉)に分かれている。普通河川源吾川の調整池を利用し、ビオトープを整備した。水源は湧水、雨水を利用。	
CZ-48	西尾いきものふれあいの 里	愛知県西尾市	近年の都市化の進行に伴って、人と自然のふれあいの場が減少した。このため小動物や昆虫、野鳥などが生息する、身近な自然の保全が大変重要となっており、西尾いきものふれあいの里は、東部丘陵地の小草地と万燈山周辺の自然を守りながら、身近な里山の自然にふれることができる場として整備した。	
CZ-49	児ノ口公園	愛知県豊田市	多自然工法により再生させた五六川は、公園内を蛇行して流れている。護岸は空石積みで整備されており、止水域の形成等と併せて多様な生物が生息できる空間を形成している。国道側には里山を造成し、市民の手により約8000本の植樹がなされ、幹線道路と公園の緩衝帯としての役割を果たしている。また、本来湿地帯として整備される予定だったエリアは、現在では共有のたんぼとして地域に利用されている。公園内の園路はほとんど舗装されておらず、利用者が通りやすい場所が園路として形成されている。公園面積:2ha	

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
CZ-50	三重県民の森 (ビオトープモデル園)	都市関連事業	三重県	三重県民の森には水辺空間が無いこと、公園の近くには避暑にくる赤とんぼを観察できる御在所岳があることから、自然とのふれあいが少なくなった子ども達に環境学習の場として活用してもらうことを目的としたトンボの生息環境を創出するビオトープの整備をした。
CZ-51	水辺の楽校プロジェクト	自然とのふれあい・環境教育関連事業	国土交通省 愛知県岡崎市	身近な自然空間である河川を子供達の自然体験・自然空間として活用する為、水辺へのアクセス及び拠点施設の整備を推進。
CZ-52	栗栖川やんちゃ村 (水辺の楽校プロジェクト)		国土交通省 愛知県犬山市	自然体験や遊びの場が少なくなった子供達の為の親水空間として栗栖川を活用する為、整備を推進。
CZ-53	矢田川子どもの水辺 (水辺の楽校)		国土交通省 愛知県名古屋	総合学習や日常的な利用を中心として、自然にふれあう・地域の文化を学ぶ・たくさんの人々にふれあい交流を深める、をコンセプトに多くの人に利用してもらい水辺に親しんでもらうことを目標に水辺整備をする。
CZ-54	土岐川水辺の楽校		国土交通省 岐阜県瑞浪市	治水上の安全を確保し生態系を壊すことなく子供達が安心して川とふれあい、自然を学べる川づくりをし、清掃活動や川に住む動物の観察・学習などを進める。
CZ-55	戸石川水辺の楽校		国土交通省 岐阜県岐阜市	自然の状態をできる限り保全、瀬や淵、せせらぎなどの自然環境をつくりだすとともに、子供達が自然と出会う安全な水辺を整備し、河川美化活動や啓蒙教育、環境にまつわる催し等、地域住民協力のもと子供達が川で遊んでいけるような仕組みをつくり活動を長く持続させることを目指す。
CZ-56	水辺の楽校		国土交通省 岐阜県海津市 輪之内町	自然豊かな河川空間を活かし、地域住民等と連携した整備を推進。 水辺へのアクセスを容易にする緩傾斜護岸整備を実施、工事の際は従来のストーンネットに変えて自然石マットを使用。
CZ-57	壁沢川水辺の楽校		国土交通省 岐阜県中津川市	カワガラスウォッチングや魚道周辺の観察など直接川の中で活動を行い、様々な視点から水生生物とふれあえる場を目指している。また、ホタルの餌となるカワナナの養殖を行い、ホタルの保護活動をする。
CZ-58	犀川子どもの水辺の楽校		国土交通省 岐阜県瑞穂市 岐阜県大垣市	地元学校では、水質試験（透視度計、pHテスト、CODテストなど）による長良川と犀川の水質状況比較などの学習機会を設けるとともに、間伐材を使用したゴミ不法投棄防止の啓発看板の作成・設置をすることで、子ども達の河川環境への関心を深め、ゴミ問題や不法投棄について学習するなどの総合学習を実施している。 イベントとしては、自然観察会や野鳥調査、工場の見学、川辺でのリクリエーションイベントなどを開催している。
CZ-59	土岐川水辺の楽校		国土交通省 岐阜県多治見市	河川を自然体験、自然学習等の場として活用する「水辺の楽校」構想の一環として、イベントゾーンでは、広い河川敷を利用した各種イベントを行っている。
CZ-60	桜の渡し (水辺の楽校プロジェクト)		国土交通省 三重県伊勢市	伊勢街道を旅してきた人々が利用した「桜の渡し」跡に「水辺と自然の活動ゾーン」「歴史と自然の学習ゾーン」など人々が自然に親しみ歴史を学べる水辺の整備事業が進められた。
CZ-61	水辺の楽校	国土交通省 三重県多気町	身近にある河川を活用して、子ども達に自然とのふれあいや体験の場を提供できるように市町村と連携して実施する。	
CZ-62	水郷の森「水辺の楽校」	国土交通省 三重県桑名市	近年の都市化に伴い、子ども達にとって自然とのふれあい体験や水遊びの場の提供などを実現させる場としての「水辺の楽校」実現	

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
CZ-63	水辺の楽校いわた	自然とのふれあい・環境教育関連事業	国土交通省 静岡県磐田市	河川を持つ様々な機能を活かし、身近な遊びや教育の場として安全な水辺を整備し、子ども達が自然の中で遊んだり生活体験ができるように地域と共働で水辺の楽校体制を作る。
CZ-64	水辺の楽校		国土交通省 長野県駒ヶ根市 長野県豊丘村 長野県大鹿村	川を遊びや体験の場として整備し、身近に感じてもらうことを目的とする。また、大鹿村の大鹿小学校では水辺の学校プロジェクトとして防災に対する啓蒙にも努める。
CZ-65	総合学習館かわらんべ (水辺の楽校いっだ)		国土交通省 長野県飯田市	広い河川敷を利用し整備された水辺の楽校。平成14年に治水対策事業が竣工し安全かつ川を楽しむ学習の場として自然観察や散策に利用される。
CZ-66	長良川プロムナード		国土交通省 岐阜県 岐阜県岐阜市	岐阜市の観光シンボル金華山・長良川を眺めながらゆったりと散策できるように長良橋周辺から鶴飼い大橋周辺までの空間を整備し、回廊として生まれ変わらせるため計画が構想された。

表3 四国圏 収集情報一覧

①「計画編情報整理シート(四国)」

番号	計画名称	計画種別	策定主体	概要
SK-1	吉野川水系河川整備基本方針	河川整備基本方針・河川整備計画	国土交通省	吉野川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
SK-2	吉野川水系河川整備計画【原案】		国土交通省	吉野川(国(直轄)管理区間)を対象に、吉野川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めている。
SK-3	那賀川水系河川整備基本方針		国土交通省	那賀川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
SK-4	那賀川水系河川整備計画		国土交通省、徳島県	那賀川水系(国、徳島県管理区間)を対象に、那賀川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めている。
SK-5	土器川水系河川整備基本方針		国土交通省	土器川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
SK-6	重信川水系河川整備基本方針		国土交通省	重信川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
SK-7	重信川水系河川整備計画		国土交通省	重信川水系(国管理区間)を対象に、重信川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めている。
SK-8	肱川水系河川整備基本方針		国土交通省	肱川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
SK-9	肱川水系河川整備計画(中下流圏域)		国土交通省、愛媛県	肱川水系(中下流圏域)を対象に、肱川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めている。
SK-10	渡川水系河川整備基本方針		国土交通省	渡川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
SK-11	渡川水系中筋川河川整備計画		国土交通省	渡川水系中筋川の国直轄管理区間を対象に、渡川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めている。
SK-12	仁淀川河川整備基本方針		国土交通省	仁淀川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めたもの。
SK-13	物部川河川整備基本方針		国土交通省	物部川水系を対象に、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、河川整備に係る事項を科学的・客観的に定めている。
SK-14	物部川河川整備計画【素案】		国土交通省、高知県	物部川水系を対象に、物部川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めている。
SK-15	徳島県海岸保全基本計画	海岸保全計画	徳島県	徳島県では、紀伊水道西沿岸、海部灘沿岸(高知県と共同)及び讃岐阿波沿岸(香川県と共同)の3沿岸で海岸基本計画を策定している。
SK-16	香川県海岸保全基本計画		香川県	香川県では、「燧灘沿岸 海岸保全基本計画」及び「讃岐阿波沿岸 海岸保全基本計画」を策定している。
SK-17	愛媛県海岸保全基本計画		愛媛県	愛媛県では、「燧灘沿岸」「伊予灘沿岸」「豊後水道東沿岸」の3沿岸について計画を策定。このうち「燧灘沿岸」は香川県と、「豊後水道東沿岸」は高知県と共同して策定している。

番号	計画名称	計画種別	策定主体	概要
SK-18	高知県海岸保全基本計画	海岸保全計画	高知県	高知県では「海部灘沿岸」（徳島県と共同）、「土佐湾沿岸」「豊後水道東沿岸」（愛媛県と共同）について計画を策定している。
SK-19	徳島東部都市計画区域緑のマスタープラン計画	広域緑地計画	徳島県	徳島県では、徳島市をはじめとする4市6町（※策定時）の市街地を中心とした徳島東部都市計画区域を対象に、都市づくりにおいて環境部門の基本計画となる緑のマスタープランを策定している。
SK-20	徳島市緑の基本計画	緑の基本計画	徳島県徳島市	徳島市では、『人と自然が共生する「花と水と緑の市民協働都市」を目指して』を基本理念として、計画を策定している。
SK-21	高松市緑の基本計画		香川県高松市	高松市では、「みどりあふれる人にやさしいまち 高松」を基本理念として、計画を策定している。
SK-22	松山市緑の基本計画		愛媛県松山市	松山市では、「身近に緑があふれ、自然の大切さを実感できるまち」を緑の将来像に定め、協働し、自然、都市、歴史、文化が調和した『緑の松山』をともに創ることを基本理念として計画を策定している。
SK-23	高知市緑の基本計画		高知県高知市	高知市では、地球的視野に立った目的意識と、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会システムの実現や、種の多様性保全の観点から、多くの野生生物の生息できるような本来の自然形態を重視した計画を策定している。
SK-24	仁淀川水系河川環境管理基本計画	その他の計画	国土交通省、高知県	「自然とふれあいリフレッシュ 我が恵みの仁淀川」を基本理念に、全体的基本方針、地域的基本方針を定めるとともに、河川空間を流域及び河川の特性に応じてブロック区分し、ブロック別に管理方針を定めている。
SK-25	物部川水系河川環境管理基本計画		国土交通省、高知県	「清流と歴史の物部川・やすらぎときらめきの川づくり」を基本理念に、全体的基本方針、地域的基本方針を定めるとともに、河川空間を流域及び河川の特性に応じてブロック区分し、ブロック別に管理方針を定めている。
SK-26	瀬戸内海創生構想（世代を越えて魅力と活気を育みつづける新瀬戸内海空間の創出）		中国経済連合会	中国・四国の経済団体及び瀬戸内海沿岸県で構成する瀬戸内海交流圏研究会が主体となり広域連携を機軸として瀬戸内海地域の新たな発展の方向と道筋を示すビジョンを策定している。

②「事業編情報整理シート(四国)」

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
SZ-1	吉野川レキ河原の保全・再生	河川関連事業	国土交通省	吉野川の河川環境を特徴付ける一要素となるレキ河原では、近年、河道内樹木の分布拡大にあわせて外来植物であるシナダレスズメガヤの著しい繁茂が進み、その環境に依存して生息・生育している在来種への影響が懸念されている。 そのため、洪水の営力により動的に維持される健全なレキ河川の再生に向け、河道内樹木の伐採等を実施するものである。
SZ-2	長安ロダム改造事業		国土交通省	徳島県がダムの管理を行っていた平成3年度より長安ロダムの堆砂の下流河川への還元が試験的に実施されている。今後は、長安ロダムの改造に伴う河道内掘削により発生する砂レキをダム下流の河道内に運搬し、洪水時に砂レキが下流へ供給されることによって、動植物の生息生育環境の改善を図るものである。
SZ-3	那賀川多自然型川づくり		国土交通省	局所洗掘対策として実施する河川敷整備にあたり、水域に接する区域については、水生生物の生息・生育環境に配慮した環境を形成する多自然型川づくりを基本とした整備を実施している。 当該箇所の護岸には自然石を利用するとともに、堤内側への地下水の供給源となっていることから、低水護岸の根入には透水性の沈床ブロックを採用している。
SZ-4	江川多自然川づくり		徳島県	低水路部で河道を不規則に蛇行させることにより流れに変化を与え、自然に近い景観にしている。また、水面部においては護岸工を施工し堤体の安定を図っている。 詰杭工護岸は木材、石材の自然素材を使用。低水護岸は不規則な形状の自然石を空積みして空隙をつくり、魚や小動物のすみかを作り出している。
SZ-5	宮川内谷川土木環境共生事業		徳島県	宮川内谷川は、変化に富み多様性を持つ川本来の姿が損なわれていないため、川のコリドー（回廊）としての機能や水辺の多様性の回復に加え、人の暮らしとの関わりといった視点から、変化に富んだ環境を作り出しつなげていく川づくりを実施したものである。
SZ-6	穴吹川通常砂防事業		徳島県	砂防事業は、山地や溪流の自然環境の良好な箇所で行うことが多いため、計画段階から森林への影響や溪流環境の改変を最小限とするとともに、濁水の抑制、排ガス対策等、施工段階においても自然環境への影響に配慮している。 生物多様性への配慮として、魚道は、最適な生息環境を実現するため隔壁型からハーフコーンに変更した。また、自然石の利用により、自然と調和した景観の創出をはかるとともに、自然とのふれあいを促進するため、護岸を緩傾斜化し、水際へのアプローチを可能とした。
SZ-7	園瀬川広域河川改修事業		徳島県	園瀬川において、築堤により無堤区間を解消し、洪水被害の低減を図るための事業であるが、シオマネキ等の生息地に配慮し、起業地で採取したシオマネキを工事の影響を受けにくい下流側のワンドへ移動させるとともに、掘削時に仮置していたアシを含んだ表土を再利用したものである。
SZ-8	日和佐川河川特殊改良事業		徳島県	日和佐川において洗掘防止工を実施するにあたり、当初はブロック等の運搬に際し、周辺住民への影響を考慮し、右岸上流からのルートを計画し、シバナ生育地やその前面に盛土を行い、工事用道路を設置する予定であった。 しかし工事用道路による直接もしくは、潮汐の水流を妨げる高盛土によりシバナの消失が懸念されたため、専門家のアドバイスに基づいて工法の検討を行い、走行速度の低減により周辺環境への影響を最小限にした結果、住民の理解を得ることができ、右岸下流からのルート変更が可能となり、シバナ生育地への影響はほとんどなくなった。
SZ-9	土器川生物公園整備事業		国土交通省	土器川生物公園は、霞堤の内部を対象に、「自然の中でのやすらぎとふれあい」をテーマに霞堤内部に憩いややすらぎの場を創出することを目的に平成7年度より事業を実施している。

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
SZ-10	重信川自然再生事業	河川関連事業	国土交通省	自然に満ちあふれた昔の重信川を取り戻そうと、地域住民、NPOなどの団体、地域の大学、行政がひとつになって「重信川の自然をはぐくむ会」を設立。はぐくむ会で、住民の意見や専門家のアドバイスなどを踏まえて、重信川再生に向けた計画・活動を取りまとめた「重信川いきいきネットワーク計画」を策定し、河川整備計画への反映を図っている。
SZ-11	重信川自然再生事業 《松原泉の再生》		国土交通省	昭和30年代の河川工事において埋め立てられ、運動公園や広場として利用されてきた松原泉において、かつての松原泉を再生するとともに、松原泉と重信川をつなぐ小川を再生し、はぐくむ会のサポートを得ながら本川との合流地点の湿地環境の再生を行うことにより、水と緑のネットワーク拡大を図った。 また、最初から人為的に完成形を作り上げず、必要最小限の基盤整備を行い、自然の力で年数を経て自然豊かな生息環境の復元と生物層の多様化を図った。
SZ-12	重信川自然再生事業 《広瀬霞の再生》		国土交通省	昭和30年以前の広瀬霞は、開口部に湿地的な環境があり、重信川の生物にとって良好な生息、生育、繁殖環境であった。しかし、近年の土地利用の変化や河川改修などにもとまらぬ、湿地的な環境はなくなった。そこで、現在常時水面の残っている砥部川合流点である広瀬霞、河畔林を再生し、かつて見られた自然豊かな湿地環境の確保を目的とし、水と緑のネットワーク形成を図っている。また、霞堤内の開発を抑制することにより、治水機能の保全も図っている。
SZ-13	石手川環境整備事業		国土交通省	石手川の護岸は急勾配のコンクリート護岸で作られており、地域住民のニーズに応えられない環境にあるとともに、水質も重信川本川に影響するほど非常に劣悪な環境となっていた。そのため、松山市の松山中央公園整備事業と連携し、野鳥や魚類などのすみやすい自然環境を創出する水質浄化と「水と緑豊かな自然とふれあえる環境」の創出を図るため、親水護岸整備と水質浄化事業を実施したものである。
SZ-14	山鳥坂ダム建設事業 (環境影響評価)		国土交通省	山鳥坂ダムの建設にあたり、できる限り自然環境や事業実施区域周辺の生活環境に配慮した計画とするため、環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施している。調査の実施状況については、平成元年度からまず水質調査等に着手し、平成3年度からは対象事業実施区域やその周辺において、専門家の指導、助言を得ながら現地調査を実施している。
SZ-15	肱川の多自然型川づくり		国土交通省	肱川では、下記に示す5箇所において、河川環境の特性に配慮した多自然型川づくりを行っている。
SZ-16	肱川の多自然型川づくり 《大町箇所》		国土交通省	本施工地区は、平成2年9月発生の台風19号による洪水により、河岸洗掘及び吸い出しを受け既設低水護岸が被災したものである。 未改修区間であり、上流は砂州が広がる自然河岸であるため、河岸洗掘を防止し、自然河岸と馴染む蛇籠工を採用した。また、その蛇籠護岸のり面には、カワヤナギによる植栽を施し、日陰を設けることとした。
SZ-17	肱川の多自然型川づくり 《白滝箇所》		国土交通省	本施工地区は、河川改修事業によって失われた自然環境の復元を目的に、体験学習の場となるような身近な水辺の整備として、せせらぎ等を創出し、人々が自然や文化に親しめるように、また、水辺空間を創出することにより、生物も生息するような水辺の拠点整備を行ったものである。 動植物が生殖可能な環境をつくるため、環境への適応が広く、外来種との競争にも堪えるような生育力が旺盛な植物を考慮した。また、中の島は、抽水植物から低木へのエコトーン（環境推移帯）となるよう配慮した。
SZ-18	肱川の多自然型川づくり 《矢落川合流箇所》		国土交通省	本川肱川と支川矢落川の合流点における低水護岸工事を行ったもので、生物の生息環境保全のため、川面に差し掛かった樹木を伐採対象から外し、保護工（空石張り）を行うとともに、河道内樹木管理の観点から伐採・間伐を行った伐採木を再利用し、低水護岸の前面に固定することで、護岸の保全と水生生物の生息環境の創出を図った。また、捨石施工については、60cm内外の大洲産青石を使用し、石と石の間が密にならないように配慮した。

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
SZ-19	肱川の多自然型川づくり 《若宮箇所》	河川関連事業	国土交通省	本施工地区は、昭和51年9月発生の台風17号による洪水により、河岸洗掘及び吸い出しを受け既設低水護岸が被災したものである。上流は自然河岸であるため、河岸洗掘を防止し自然河岸と馴染む蛇籠工を採用した。また、蛇籠護岸施工時には、日陰を生み出すなど、生物の生息環境を醸し出している樹木は伐採しないこととした。
SZ-20	肱川の多自然型川づくり 《大洲城下流箇所》		国土交通省	本施工地区は、大洲左岸堤防の漏水対策工事として実施する石張護岸及び、根固め工の埋戻し部分を魚や昆虫等に配慮した多自然型護岸として施工したものである。捨石マウンドは、捨石の隙間を大小さまざまな大きさになるように配慮した。これは、大小さまざまな魚が住みつくことができるように配慮したものである。法柵工については、水生生物が水面から陸上に上がれるように一つの法面とした。捨石マウンドと法柵工の間は、魚が泳げるように最低の水深を0.3mとなるようにした。
SZ-21	長月川総合流域防災事業 (多自然川づくり)		愛媛県	本事業は、長月川の治水能力の向上と植生の早期回復および既存取水堰による生態系分断を解消し、多様な生態系の形成を図ったものである 護岸は、勾配1:2.0の法枠ブロックで施工し、その中詰めに植生土を用いることにより、植生の早期回復を図る工夫とした。また生態系を分断している既存の取水堰については、緩傾斜落差工に変更することにより、魚類等の回遊を可能にした。
SZ-22	大谷川総合流域防災事業 (多自然川づくり)		愛媛県	本事業は、大谷川の治水能力の向上及び水域と陸域に多様な自然環境を形成することによって、豊かな自然を創出することを目的としたものである。 水生生物の住みやすい生息場所の形成と植物の繁茂エリアを設け、河道と低水路を蛇行させるとともに、平面的な変化を持たせ、瀬や淵、植物の生える河原や水際を確保し、生物の多様な生息、生育の場を確保した。また、全体的には、植生護岸を1:2.0の緩傾斜護岸にしたり、円弧ブロックに種子混合表土を中詰することで、みどり豊かな河川づくりを行った。
SZ-23	増穂川広域基幹河川改修 事業(多自然川づくり)		愛媛県	本事業は、増穂川の河道線形の是正及び河積の拡大を図りながら、適正な河川環境の保全に配慮し多様な環境条件を保全・復元を図ったものである。 現況植物の種子を含む表土を覆土として転用し、早く従前の環境に戻るよう配慮するとともに、ヨシ群のある水辺は、魚介類、トンボ類の産卵や幼生の生息の場として重要であるため、河床に現存するヨシ群を残し、流水部から水際、陸域までの多様な生物の生息環境の形成を促した。 また、土堤法尻部に寄せ石を設置し、多孔質な空間、透水性、通気性等水際の多様性を持たせ、水生昆虫や魚介類の生育・生息の場の創造を図った。
SZ-24	成谷川単河川部局改良 事業		愛媛県	本事業は、成谷川の治水能力の向上および水域と陸域に多様な自然環境を形成することに配慮した治水事業である。 植物だけでなく、動物の生息・生育に必要な水深および環境を確保するために、空積構造の低水護岸を設け、水際の多様性をもたせるとともに、高水護岸はコンクリートを使用しない多自然型護岸とした。 また、高水護岸を緩傾斜護岸とし、階段を設置することにより、河川を訪れる人が水辺のふれあいを楽しめる護岸とするとともに、低水護岸には管内産の自然石を、高水護岸には低水護岸に類似した自然石を使用して、周辺自然環境との調和を図った。
SZ-25	内川多自然川づくり		愛媛県	本事業は、内川の河道断面の拡大により流下能力を向上させるとともに、植生等により河川の豊かな自然の創出を図ったものである。 護岸は、緩傾斜護岸(3割勾配)を採用し、覆土には現地発生土を使用し、植生状況を早期の植生回復に配慮した。 また、河床にフトン管を設置することにより、流れに変化をもたせている。

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
SZ-26	浅川多自然川づくり	河川関連事業	愛媛県	本事業は、浅川の河道断面の拡大により流下能力を向上させるとともに、植生により自然環境の復元を図ったものである。 護岸には、水際の植生が期待できるポーラスブロックを設置し、みお筋を復元することにより植生の早期の回復を図った。
SZ-27	宮前川多自然川づくり		愛媛県	本事業は、宮前川の河道断面の拡大により流下能力を向上させるとともに、生態系に配慮し、河川環境の保全・復元を図ったものである。 河床に巨石を不規則に配置し、瀬・淵の形成を促し、生物の生息空間の創出を図った。
SZ-28	通常砂防事業（水生生物の移動経路確保）		愛媛県	スリット型構造の砂防堰堤を設置することにより、溪流の連続性を確保でき、水中や水際に生息する魚類や両生類などの水生生物等の上下流への移動が可能になるほか、中小出水時には土砂を下流へ流し、上下流の適正な土砂管理に期するものである。 また、空き容量を確保することにより、大きな出水期には多量の土石流や流木を捕捉することが可能である。
SZ-29	「肱川水と緑のネットワーク」整備事業		国土交通省、愛媛県大洲市	既設水路の水質改善を図るなど。河川と一体となった「水」と「緑」のネットワークづくりを進め、市街地の環境をよりよいものにしていく事業である。 「肱川水と緑のネットワーク整備計画」は、全国3番目の整備事業として指定され、平成22年度の完成を目指して事業に着手しており、内堀菖蒲園内の整備と遊歩道、一部水路の暗渠整備などが実施されている。
SZ-30	まほろば四万十川多自然型川づくり		国土交通省	四万十川の河川事業においては、下記の3点を基本方針に、生態系や景観に配慮した四万十川多自然型川づくりが進められている。 ・良好な自然環境の保全 ・地域に愛され親しまれる川づくり ・魅力あふれる「四万十川の顔」づくり
SZ-31	まほろば四万十川多自然型川づくり《下田箇所》		国土交通省	当箇所は、アオノリ、コアモモの生育場所であり、その棲息環境に配慮するとともに、屋形舟による観光コースともなっており生態系の保全、景観等に配慮することとした。 自然石による植石護岸及び植生により自然環境の復元をはかると共に川岸の形状を緩やかな傾斜にし自然な砂州の形状を創出する。またワンド状の淀みを設置しアマモ場を形成させることとした。
SZ-32	まほろば四万十川多自然型川づくり《井沢箇所》		国土交通省	当箇所は、幻の魚「アカメ」が棲息するとともに他魚類も豊富に棲息しており、これらに配慮することとした。 大型魚巣ブロック上部に捨石を投入し、魚巣効果をさらに増大させると共に水際線は緩やかな起伏をつけ景観上のアクセントと水ハネ効果を期待するものとした。
SZ-33	まほろば四万十川多自然型川づくり《坂本背割箇所》		国土交通省	当箇所は、四万十川観光の核として、遊覧船乗船のため、年間30万人が訪れる坂本地区を起点に中村市民祭、四万十川フルウォーキングの会場として各種のイベントの主会場として市民に親しまれている具同地区間で整備している「てくてく悠遊歩道」に併せ、既設コンクリート根固により、景観を著しく損ねている坂本背割箇所の補強を行い、生態系に配慮した川づくりを行うこととした。 汽水域であるため、魚種も豊富であるほか、ヤマトテナガエビ、ツガニの宝庫となっており、生態系に配慮すると共に美しい自然景観を復元すべく緑化を図った。また、約60m毎に水制工を設置することで背割堤を洪水から守ると同時に魚類・エビなどが生息できる空間を創出することとした。
SZ-34	まほろば四万十川多自然型川づくり《百笑箇所》		国土交通省	当箇所は、中村市街地に隣接し交通の便も良いことから、市民及び観光客のイベントやスポーツ、レクリエーションの場として利用されており、生態系及び景観を損ねている既設護岸（間知ブロック張）を植生で覆うと共に、親水性及び景観に配慮し、生態系及び自然環境の修復を図ることとした。 既設低水護岸（間知ブロック張）に、緩勾配（1:3～1:5）の覆土（河床材）を行い周辺の育成基盤を作り、寄州部の自然景観との一体化を図ると共に、子供や老人等に親しみやすい階段等を設置している。また、構造物周辺は、投掛工により覆土の安定を図ることとした。

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
SZ-35	まほろば四万十川多自然型川づくり《具同箇所(赤鉄橋下流部)》	河川関連事業	国土交通省	当箇所は、高水敷が渡川緑地公園で、市民及び観光客の利用が対岸の百笑箇所同様に多い箇所であり、自然環境の保全・再生に努めると共に、親水性にも配慮することとした。 既設護岸(張コンクリート・間知ブロック張)に覆土(河床材)を行い柳枝工・柵工にて覆土の安定を図った。また、水衝部には、粗朶沈床を設置し、洗堀防止と共に生物の生育環境を創出することとした。
SZ-36	まほろば四万十川多自然型川づくり《山路箇所》		国土交通省	当箇所は、四万十川観光遊覧船船着場・夕日の見える丘展望所の直下流に位置し、非常に多くの観光客が訪れるため、景観を損ねている既設根固ブロックを植生等で覆うと共に、水生生物に配慮し自然景観の修復を図ることとした。 既設根固ブロックに、柳申杭打上置・根杭(伝統工法)を設置し、覆土(河床材)を行い周辺植生の育成基盤を作り、自然景観との一体化を図ることとした。また、エビ、ウナギの漁場でもあることから、魚類やスジアオノリの生育に配慮し、根固ブロック等の空隙は極力現状維持させるよう配慮した。
SZ-37	まほろば四万十川多自然型川づくり《古津賀箇所》		国土交通省	当箇所は、四万十川観光遊覧船当、多くの観光客が訪れる箇所であるが、既設護岸(間知ブロック張)が生態系及び景観を損ねており、植生を覆うことにより、生態系及び自然景観の修復を図ることとした。 既設護岸(間知ブロック張)に、覆土を行い生態系及び景観の修復を行うもので、間伐材による法枠工にて覆土の安定を図ることとし、また、急勾配箇所は、自然石にて景観を向上させることとした。
SZ-38	まほろば四万十川多自然型川づくり《佐田箇所》		国土交通省	当箇所は、コンクリート方格材が周辺の景観を損ねており、植生で覆うことにより、生態系・自然景観の修復を行うこととした。 既設護岸は、勾配がきつい上、全面水深が深く覆土等の施行が困難なため、植生土のう・粗朶柵・植生ロールにより緑化を図ることとした。
SZ-39	まほろば四万十川多自然型川づくり《坂本箇所》		国土交通省	当箇所は、直下流の船着場整備(第三セクター施工)と併せ、背後地の景観に配慮し、自然の巨石及びヤナギ、アキグミ等の植樹等により、水辺の緑化、生態系の修復を行うこととした。 近隣で採取される自然の巨石を利用し、隙間に土を覆土し、表面の植生化を行った。また、水中部は魚巢ブロックを使用し、その中に栗石を詰め魚巢効果を高めることとした。
SZ-40	まほろば四万十川多自然型川づくり《具同箇所(赤鉄橋上流部)》		国土交通省	当箇所は、市民及び観光客の利用が多い箇所であり、自然環境を著しく損ねている既設護岸等を植生で覆うことにより、自然景観や生態系に配慮し、地域住民等にも親しまれるように整備を図ることとした。 既設護岸(間知ブロック)に、覆土(河床材)を行い、アキグミ、ツルヨシ、ヤナギ等の生育基盤を創出した。また、当箇所は水衝部であり、木工片法枠沈床を設置し、洗堀防止は当然のこととして、ゴリ、エビ等の生育環境を向上させることとした。
SZ-41	まほろば四万十川多自然型川づくり《入田箇所(低水護岸部)》		国土交通省	当箇所は、河床部にヤナギ林が広がり、自然豊かな箇所であり、護岸表面を植生で覆うことにより、水際から堤防、そして堤防・山林までの「緑の連続性」の創出、自然環境の修復を図ることとした。 既設低水護岸(間知ブロック張)に緩勾配(1:3~1:4)の覆土を行い、周辺植生の基盤をつくった。また、四万十川流域で生産した間伐材、粗朶により柵工を施工し、覆土の安定を図ることとした。
SZ-42	まほろば四万十川多自然型川づくり《入田箇所(高水護岸部)》		国土交通省	当箇所は、自然観察を基本とした自然学習の場であり、市民及び観光客の利用を考慮すると共に、自然植生の復元を図ることとした。 既設護岸(間知ブロック張)に計量法枠(ずれ止め)を設置し、その上に覆土を行い張張を施すこととした。

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
SZ-43	まほろば四万十川多自然型川づくり《中村箇所》	河川関連事業	国土交通省	<p>当箇所は、中村市が震災等により火災等の消化に必要な水を確保する目的とともに、中村市街地に近接していることから、市民が利活用できる親水性のある護岸として整備するもので、自然環境・生態系に配慮し緑化を行うこととした。</p> <p>防火用坂路を設けた周辺に覆土ブロック及び杭柵工・法砕工を設置し、緩勾配覆土により植生が繁茂しやすくし、自然環境の復元を図った。また、植石階段及び木製階段を設置し、親水性を向上させることとした。</p>
SZ-44	まほろば四万十川多自然型川づくり《竹島・鍋島箇所》		国土交通省	<p>この付近の堤防の表面は、コンクリートでつくられていたため、自然や景色の見た目がそなわれていたため、自然の生き物や風景のことを考え、コンクリートを緑でおおって自然環境を復元した。</p> <p>この場所は、河川敷が洪水によってけずり取られないよう、木杭や石など自然の材料を使用した伝統工法で整備するとともに、水の中は石を張り、色々な生物がすみやすい環境となるよう配慮した。なおワンド（入り江）についてはコアマモが自生しており、船着場としての利用をしながらも、水中部にはなるべく手を加えないよう整備した。</p>
SZ-45	まほろば四万十川多自然型川づくり《耳切（大用寺）箇所》		国土交通省	<p>当箇所は、後川右岸岩田川との合流点に位置し、再三の家屋浸水等被ってきた箇所であることから、宅地水防災事業により、地上げ盛土を施工し、併せて築堤・国道（441号）合併事業を施工する事により治水面の安全性を向上させると共に周辺景観・生態系に配慮することとした。</p> <p>低水部は、根固工及び魚巣ブロックを配置し、その上部は自然石による練石張護岸を施工し、自然景観との調和を図った。また当箇所は、自然植生・樹木等豊富な所であり、極力現植生を存置すると共に、ヨシ、アキグミ、ヤナギ等の植栽を行い、自然植生の復元を促進させることとした。</p>
SZ-46	仁淀川環境に配慮した護岸工		国土交通省	<p>本工事は、出水による河岸洗掘対策として護岸工（L＝760m）を施工するものであるが、施工箇所背面には樹林帯が形成されており、この樹林帯にはヤナギ、エノキ等の樹林の他、希少動植物（ビンズイ、ルリビタキ、アオジ、イヌアワ）も確認されている。さらに、樹林帯に沿って水路状の低湿地が伸び、植物に限らず水辺の生物種の多様性が大きい良好な環境が形成されている。</p> <p>このことから洗掘対策と共に、これら良好な生息環境の保全・保護も念頭に置き、護岸工の設計・施工を行うものである。また、前面河床はアユの産卵場となっていることもあり、施工にあたっては仮設計画等の配慮を行った。</p>
SZ-47	早明浦ダムグリーンベルト事業		国土交通省	<p>四国の水がめである早明浦ダムにおいて、緑豊かなダム周辺環境の創出と、濁水の原因となる湖岸崩壊と表土浸食を防止することを目的として昭和62年より実施している。</p> <p>貯水池周辺に郷土樹種を中心とした植栽を行っており、広葉樹を主とした斜面安定度が高く、景観に配慮した複層林型の森林を目指している。また、貯水池に直接流入する溪流からの土砂流出奉仕対策を併せて行い、安定した植生と相まって濁水の抑制を図っている。</p>
SZ-48	四万十川自然再生事業		国土交通省	<p>四万十川では、昭和30年代の四万十川の原風景の復活を目指し、「ツル」「アユ」「アカメ」「ヤゴ」に着目し、瀬と淵の再生、湿地の再生、ワンドや池の整備、樹木・植物の管理・保全などの自然再生事業を平成14年から実施している。</p>
SZ-49	四万十川自然再生事業《ツルの里づくり》		国土交通省	<p>四万十川周辺に数多く飛来し越冬していたツルが、餌となる2番穂の減少やねぐらの消滅などにより、越冬が見られなくなっていることから、国際的なツル保護の方針や地域活性化の取組と一体のものとして、ねぐら及び餌場を整備し、ツルの越冬できる環境を再生・保全していくものである。</p>

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
SZ-50	四万十川自然再生事業 《アユの瀬づくり》	河川関連事業	国土交通省	四万十川では砂利採取やみお筋の固定化による深掘れと砂州部の固定化及び樹林化が進み、アユの産卵場となる瀬が減少していることから、樹林化した砂州の樹木伐採・間伐と河床の切り下げにより洪水時にかく乱されやすい河床状況とし、自然のダイナミズムによって白い砂州とアユの産卵場となる広い瀬を回復させようとするものである。
SZ-51	横瀬川ダム建設事業（種の保全）		国土交通省	横瀬川ダム建設事業では、ダム湖予定地周辺に残る良好な自然環境をダム完成後の将来にわたっても永続的に保全することが目標であり、谷間に開かれた棚田に生育する水田生貴重植物について、持続的な種の保全作業を実施している。
SZ-52	土生川の多自然型川づくり		高知県	土生川は河槽が狭く、たびたび洪水が氾濫する未改修河川であったが、圃場整備事業などと調整を図って、平成元年度より下流部から 1.1km の区間を河川局部改良事業として改修に着手することとなった。 改修にあたっては「昔ながらの川づくり」をテーマに自然豊かな川づくりを進めることとし、護岸工に空石張り護岸を採用し、水際にネコヤナギやセキショウなどを植栽して河岸を緑ある自然な形態とした。
SZ-53	国分川激甚災害対策特別緊急事業（多自然川づくり）		高知県	本事業は、国分川の 98 年豪雨による被害を受け、再発防止のため、激甚災害対策特別緊急事業に採択された事業である。 国分川の多自然川づくりでは、河川のもつ多様な自然環境や流域の土地利用に配慮する必要があることから、石や木を活用しながら既存の景観や動植物の生息空間が残るように計画・施工を行った。
SZ-54	伊島漁港防波堤整備事業	港湾・海岸関連事業	徳島県	本事業は、既設防波堤が、近年の異常気象により被災を受けているため、設計波浪を見直し、改良を加え、通常時における航路の静穏度を確保を目的としたものである。 当該施設周辺は、アワビ、サザエ、伊勢エビ、ウニ等の良好な漁場である。このため、これらの生育環境に配慮した溝付き消波ブロックを使用した防波堤を建設した。陸上部には、通常の消波ブロックを使用し、平均干潮面より下の水中部では主に海藻類の固着を目的として、溝付き消波ブロックを使用した。
SZ-55	津田港海域環境創造事業（シーブルー事業）		国土交通省	シーブルー事業（海域環境創造事業）は水質や海底などの海域環境を改善し、快適で潤い豊かな海辺の空間を創り出すことを目的として進められている。 シーブルー事業としての覆砂は、海底にたまったヘドロ層の上を良質な砂で覆い、溶け出していく必要以上の有機物や栄養塩をシャットアウトし、海の生物が本来持っている自浄能力をよみがえらせ、底質や水質を改善することにより、いろいろな生物が住みやすい海域環境を回復する。
SZ-56	内海港海域環境創造事業（シーブルー事業）		香川県	内海湾は、長年にわたり陸域から流入した栄養塩や有機物により、海底には有機汚泥が堆積し、閉鎖性の強い海域であるため、外洋水との海水交換が悪い状態が続いていた。 また、陸域からの流入と汚泥からの溶出負荷により、一層の汚濁が進行する悪循環が繰り返され、特に湾奥部ほど水質、底質の有機量が高い傾向にあり、水質が著しく悪化し、透明度の低下、赤潮発生の増加、底層水の貧酸素化などの影響がみられていた。 このため、内海港では海底の汚泥を清浄な砂で被覆することにより、底泥の質そのものを改善するとともに、汚泥を封じ込め、海水と汚泥の直接的な接触を妨げることによって、底質からの有機物の溶出を抑制し、水質の浄化、生物相の回復を図ることを目的として実施した。
SZ-57	三島川之江港金子地区整備事業		国土交通省	金子地区多目的国際物流ターミナル整備の直轄防波堤整備（全延長 990m）のうち、約 100m の区間にエコシステム式ケーソンを施工し、その効果のモニタリングを実施中である。
SZ-58	松山港海岸高潮対策事業（和気・堀江浜）		国土交通省	高潮対策を目的に、海岸堤防改良、養浜等を実施する事業である。和気・堀江浜前面には、魚類の産卵場所や稚魚の生育場所となるアマモやコアマモが群生しており、養浜工実施の際にはコアマモの移植を行っている。

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
SZ-59	東予港港湾改修事業	港湾・海岸関連事業	愛媛県	東予港において、港内に点在する小型船溜りを統合整理するため、新しい小型船溜りの整備を実施するにあたり、レッドデータブックに記載のある「コアマモ」の存在が確認されたため、藻場移植を実施したものである。移植にあたっては、その実効性を確認するため、部分的な移植実験を実施した。
SZ-60	高知港海域環境創造事業 (シーブルー事業)		高知県	高知県中央部に位置する浦戸湾は、近年の流域人口の増加や都市化により、生活排水や工場排水の流入と、閉鎖性の内湾であるため、汚泥が堆積しやすく、水・底質が悪化していた。 そのため、浦戸湾の水・底質の改善を図るため、自然生態にやさしい海域環境の創造と親水性の高い海域空間の創出を目指し、海域環境創造事業（シーブルー事業）を実施したものである。
SZ-61	高知港局部改良事業		高知県	景勝地桂浜の要である竜王岬及び竜頭岬について、波浪等による老朽化、崩落の危険があったため、GRC製の造景岩パネルを型枠兼用の被覆材として用いた海岸突堤・護岸工事を実施したものである。
SZ-62	奈半利港ふるさと海岸整備事業		高知県	奈半利海岸では、昭和50年頃より砂浜減少の対策として離岸堤などの整備を進めてきたが、離岸堤にサンゴが着生し、以後離岸堤の設置とともにサンゴが付着するようになっている。 国土交通省、高知県土木部、奈半利町で平成4年2月に「奈半利港ふるさと海岸モデル事業」を策定し、調査委員会を設立、また地域住民からなる「奈半利のふるさと海岸を考える会」からの要望事項を検討整理し、奈半利海岸地区に離岸堤、突堤、緩傾斜堤、及び飛沫防止植栽帯などの整備を進めている。
SZ-63	羽根坂本海岸エコ・コースト事業		高知県	羽根坂本海岸では、市民による海岸一斉清掃や、小学校の自然学習として行われているウミガメの愛護活動など、海岸愛護の取り組みが積極的に行われている。 このような活動に配慮し、生物に良好な生息環境、美しい自然環境を保全する海岸づくりをエコ・コースト事業として実践している。
SZ-64	どんぐりの森 in 田井ノ浜	道路関連事業	国土交通省	日和佐道路は計画地が山間部を通り山谷を切り開いての工事となるため、幼苗植栽などの活用を通して道路事業への理解を深めると同時に、豊かな自然の大切さを感じ取ってもらうために、地域住民が周辺地域のどんぐりをポットに植えて1年半の間里親として育て、そのポット苗を日和佐道路に植栽したものである。本取組は、国土交通省が全国12箇所ですべて試行的に進めている森つくりマップの一つに登録されている。
SZ-65	一般国道319号道路改築事業		徳島県	本事業は、急峻な山間部に位置する現道を拡幅する工事であるため、大規模な切土や盛土が必要となり、多くの動植物の生息環境に多大な影響を与えると同時に、本箇所が地すべり防止区域内の道路工事であったことから、新たな地すべりの誘発も懸念された。 このため、本事業では、工法を選定するにあたり、経済性の検討に加え、これら影響を考慮した軽量盛土工、栈道橋等の工法を採用し、森林の消失面積低減や河川形状の変更を回避するための施工幅の最小限化に努めた改良工事を実施した。
SZ-66	徳島環状線道路建設事業		徳島県	本事業は、徳島市中心部及び周辺部における幹線道路の交通渋滞緩和、また地域の活性化、利便性の向上等を目的とする外環状道路の一区間として事業を実施したものである。 事業に際し、建設残土の有効利用、無振動工法による振動の抑制等を実施するとともに、希少動植物の生息・生育地の保全として、希少植物の保全、生態系調査によるその他希少種の確認を実施し、オニバスの種子の保全を行った。

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
SZ-67	一般国道438号道路改良事業	道路関連事業	徳島県	<p>本事業は、国道438号の名東郡佐那河内村から名西郡神山町間にある幅員狭小、線形不良の隘路を解消し、安全で円滑な通行の確保のため、バイパスによる道路改良事業を実施したものである。</p> <p>事業地域であるトンネル残土処理場において、徳島県版レッドデータブック掲載種であるナガレホトケドジョウ、ナンカイアオイ、エビネの生息・生育が確認されたため、工事影響範囲外へナガレホトケドジョウ等を移動させ、モニタリング調査を3年間行い、詳細な生態データを得た。このデータを基に、平成16年度に付け替え河川工事(多自然型河川)を実施、完了した。</p>
SZ-68	府中湖PAビオトープ整備事業		西日本高速道路(株)	<p>地域の自然の復元や生物の多様性の確保のため、ドイツを始めとしてヨーロッパでは広く考えられているビオトープの設置やのり面樹林化に取り組んでおり、PA内の「びおっと・府中湖」では、この地域の樹林を種から育て、手入れを最小限として自然のままの森づくりを行っている。</p>
SZ-69	内子エコロード事業		愛媛県	<p>道路改良工事を進めるにあたり、周辺の生態系に配慮した道路整備を行うため、エコロード(動植物に配慮し、生態系にやさしい工法)として、緩勾配の石張側溝及び皿形側溝の設置した。</p> <p>道路の路側に設置される側溝は、小動物や虫が落下すると自力で脱出できないため、山側切土部と谷川盛土部の排水路においては、傾斜が緩やかな動物や虫の移動を助ける円形の構造とした。また、昆虫類、小動物の移動が容易であり草が成育可能な石張側溝及び皿形側溝を設置した。</p>
SZ-70	南部健康運動公園ビオトープ整備事業	都市関連事業	徳島県	<p>南部健康運動公園(約70ha)は県南部の阿南市に位置し、従来の競技施設を主体とするのではなく公園のテーマを「健康」に置き自然の中で自分のペースで、しかもみんなで楽しくできるスポーツの場を主体として子供からお年寄りまでが気軽に楽しく「健康づくり」ができる公園を目指している。</p> <p>整備にあたり、隣接する桑野川がミサゴの採餌場になっている可能性があるため、濁水流出による魚類の減少を抑えるために、濁水処理施設を設置するとともに、園内にビオトープ水路及びビオトープ池の整備を行った。</p>
SZ-71	国営讃岐まんのう公園自然生態園整備事業		国土交通省	<p>自然生態園は国営讃岐まんのう公園自然活用ゾーン内に整備されたエリアであり、森林とため池、及び湿地とが一体となった生きものの生息環境が残存し、絶滅危惧種を含む多様な生きものが生息、生育している。</p> <p>そのため、讃岐地方の懐かしい「古里の風景」ため池のある里山”を復元したフィールドミュージアムとして、整備が実施されており、総面積は15.6haになる。</p>
SZ-72	久万笛ヶ滝公園自然観察園整備事業		愛媛県久万高原町	<p>本事業は、「自然に学ぶ」というテーマのもと、自然教育に利用できる空間の創造を図ったものである。</p> <p>自然観察園計画地が水田であったため、この機能上の利点を活かして湿地植物を栽培し、八つ橋等を配した湿地植物園を造ることとした。</p> <p>また、施工にあたっては、緩やかな石積土羽の棚田形状をそのまま残し、擁壁施工も当時石積土羽に使われていた石を利用した。これにより、機能・土地形状・外観等に既存の状態を可能なかぎり維持することが出来た。</p>
SZ-73	黒谷川桜づつみモデル事業	自然とのふれあい・環境教育関連事業	徳島県、徳島県板野町	<p>人々の心と健康づくりがテーマの黒谷川沿いの「田園パーク」の公園整備との調整を図りながら一体的に整備を実施したもので、桜づつみをグラウンド観覧用芝生スタンドとして整備するとともに、管理用道路を遊歩道として整備している。</p> <p>徳島県板野町の田園地帯に芝生を張り詰めた多目的グラウンドや町民スポーツガーデン、健康の館、そして桜づつみが整備されている。</p>

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
SZ-74	撫養川ふるさとの川整備事業	自然とのふれあい・環境教育関連事業	徳島県、徳島県鳴門市	<p>撫養川が「ふるさとの川モデル河川」に指定されたことにより、撫養川と新池川の合流部を中心に、地元の鳴門市が公園部分を、河川管理者の徳島県が河川部分を、一体的に整備したものである。</p> <p>この施設の整備にあたっては、撫養川・新池川水辺空間整備計画検討委員会において整備計画を策定し、「水上ステージ」や、グリム童話の場面を再現した石の立体壁画を配置している「グリメルヘンブロンナード」など趣向を凝らした施設を整備している。</p> <p>遊歩道は、ふるさとの川整備約 3,500m区間のうち、約 1,500mで、遊歩道沿いには、水上ステージ、グリム童話の立体壁画、水上栈橋などが整備されている。</p>
SZ-75	吉野川河畔ふれあい広場整備事業		国土交通省、徳島県美馬市	<p>堤内に隣接してオートキャンプ場が開園し、その前面の高水敷も整備され、利用が頻繁に行われている。また、本箇所の利用計画については、美馬市が市民団体と協力して、美馬町中島地区土地利用構想を策定するなど、積極的な活動があり、「子どもの水辺」の設置に至った。その後、子どもの水辺協議会において「水辺の楽校」として整備する事が決定し、国土交通省が河岸整備を行い、美馬市が施設整備を実施した。</p>
SZ-76	山川バンブーパーク(水辺の楽校)		国土交通省、徳島県吉野川市	<p>平成 10 年 6 月に水辺の楽校プロジェクトに登録された。整備にあたり、「遊び」「体験」「学習」を基本テーマとして整備計画を策定し、「エントランスゾーン」「学習イベントゾーン」「自然観察ゾーン」「水辺ゾーン」の 4 つのエリアの整備を行ったものである。国土交通省が河岸整備を行い、吉野川市が施設整備を実施した。</p>
SZ-77	ぶぶるぱーくみかも(水辺の楽校)		国土交通省、徳島県東みよし町	<p>年間を通じて豊かな自然環境が残る加茂地先付近の水防林及びその周辺の河川敷を活用し、こどもたちがその中で「学ぶ」「遊ぶ」「作る」ことを通し、自然に親しみ、理解し、大切にすることを養い、健全な成長に寄与すると共に次世代の地域づくりの担い手となる事を目的としている。国土交通省が河岸整備を行い、東みよし町が施設整備を実施した。</p>
SZ-78	桑野川水辺ネットワーク(水辺プラザ整備)事業		国土交通省、徳島県阿南市	<p>桑野川におけるレクリエーション、イベント、環境教育等の拠点をネットワーク化した整備を実施することとしており、阿南市「光のまちづくり」と連携し、市街地と河川空間、親水拠点をつなげることで地域交流・世代交流の活性化を図り、地域の歴史や文化と融合した「かわまちづくり」を推進している。</p> <p>本事業では、浜の浦公園整備を国土交通省、浜の浦児童公園整備を阿南市が実施し、「光」と「水辺」の 2 つのコンセプトを持つ「水辺プラザ」として一体的に整備している。</p>
SZ-79	Doki! 土器パーク(飯山水辺の楽校)		国土交通省、香川県飯山町	<p>土器川の高柳地区において、「まちの水辺、自然とのふれあい、出水メモリアルパーク」をテーマに、郷土の治水・利水の史跡を生かした自然とふれあえる空間、体験学習の場として、また、土器川河川敷公園や土器川生物公園などの流域交流ネットワークの拠点の一つとして旧飯山町と協力して整備したものである。平成 14 年 1 月 31 日に水辺の楽校プロジェクトに登録され、平成 17 年 2 月 15 日に開校している。</p>
SZ-80	小田川ふるさとの川整備事業		愛媛県	<p>小田川は肱川の支流で、四百年の伝統を誇る大鳳合戦の舞台として知られるほか、流域では清流を利用した手すき和紙が産出されるなど伝統文化発祥の地である。</p> <p>この小田川を中心としたまちづくりの一環として、良好な水辺空間を形成するため、平成元年度から平成 8 年度までふるさとの川モデル事業により、山王橋から上流竜宮堰までの 2.1km 区間の河川敷を「野っばら・田園ゾーン」「スポーツ・レクリエーションゾーン」「親水ゾーン」「イベント・レクリエーションゾーン」に分けて、河川改修と合わせた「多自然型川づくり」を実施した。</p>

番号	事業名	事業の種別	実施主体	概要
SZ-81	肱川水辺プラザ整備事業	自然とのふれあい・環境教育関連事業	国土交通省、 愛媛県大洲市	地元高校が主催している菜の花フェスタやカヌー利用等における利便性の向上を図るとともに、河畔林、ナゲなどを活用した総合学習の場として整備し、人が集い、自然と歴史・文化にふれあえるにぎわいの水辺空間づくりを行うものである。 また、隣接する堤内には、大洲市による住民の交流・活動及び冠水対策にも寄与する都市公園（大洲市ふれあいパーク）の整備が予定されており、魅力と活力ある地域形成の拠点として整備を行う予定である。
SZ-82	宇治川ふるさとの川整備事業		高知県、 高知県伊野町	豊かな自然と土佐和紙の伝統が息づく伊野町を流れる宇治川は、四国内ではいち早く、多様な自然を復元することを目指し「多自然型川づくり」を推進し、自然石、潜在植生による川づくりに着手しており、平成3年度からは「ふるさとの川整備事業」を実施している。 低水路部護岸はフトンカゴを設置しフトンカゴの前面を自然石にするとともに、川底に直径5～10cmの砂利を敷設している。また、堤外地は潜在植物を移植している。
SZ-83	物部川ふるさとの川整備事業		国土交通省、 流域自治体	物部川は、「ふるさとの川整備河川」に指定されており、河川整備にあたっては河川本来の自然環境の保全創出や周辺環境との調和を図りつつ、市町村が行うまちづくりと一体となった、河川改修を行い良好な水辺空間の形成を図っている。 流域をひとつの共同体として捉え、地域づくりと一体的な河川整備により、物部川を軸とした、ふれあい交流を促進し、誰もがふるさとの自然にふれあえる河川空間を創出しつつ、次世代を担う子供たちが楽しく遊び学べるものへの川づくりに取り組んでいる。
SZ-84	物部川桜づつみモデル事業		国土交通省、 高知県香南市	「物部川桜づつみモデル事業」は、堤防断面の強化と良好な水辺空間の創造を目的として、旧建設省及び旧吉川村の共同事業により、平成6年3月に完成した。 また、桜づつみに隣接して「吉川村天然色劇場」（野外ステージ）が平成7年3月に完成、平成10年には「吉川フィッシャリーナ」が完成し、物部川流域の地域拠点交流施設となっている。

第3章 GISデータの作成・整理

第3章 GISデータの作成・整理

1. GISデータ作成の考え方と方法

GISデータの作成にあたっては、環境省で構築する予定の「エコロジカル・ネットワーク プラットフォーム（仮称）」上で公表することを目的に、環境省で検討されたテストサンプル（KMLファイル）を参考に検討・作成を行った。作成するデータは、第2章までに整理した事例を対象とした。

エコロジカル・ネットワーク プラットフォーム（仮称）について

環境省では、エコロジカル・ネットワーク構想の着実な実現に向けて、生態系の保全等の取組をはじめエコロジカル・ネットワークの形成に関連する情報を地図上に表示させるシステム「エコロジカル・ネットワーク プラットフォーム（仮称）」（以下、プラットフォームとする。）の構築に向けた検討を行っている。

プラットフォームは、エコロジカル・ネットワークの形成に多様な主体が関係すること、今後新たに実施される取組の追加等に対応する必要があることなどから、国や地方担当者等が容易に関連するデータの表示・作成・編集することが可能で、また住民等幅広いユーザーが初期導入・使用に殆ど費用を必要とせずに利用できるよう、インターネットにおいて無料でダウンロードできる“Google Earth”を用いたものとしている。

またプラットフォームには、各地域におけるエコロジカル・ネットワーク計画の参考基礎データとする観点から植生自然度、自然環境保全地域等の保護地域等を掲載するとともに、自治体等で作成しているエコロジカル・ネットワークに関する将来像、本調査で収集したものをはじめエコロジカル・ネットワークの形成に資する具体的取組等を掲載することとしており、それぞれの情報をレイヤーに分け必要なもののみを選択して表示することができる仕組みとなっている。

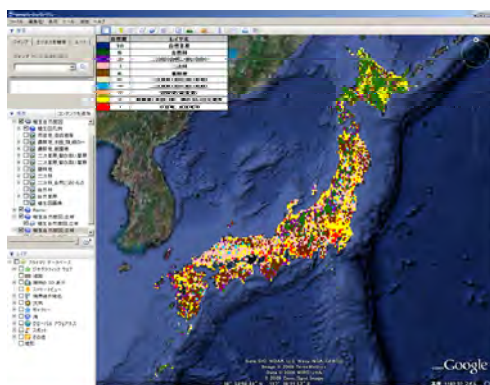


図6 植生自然度図（広域）

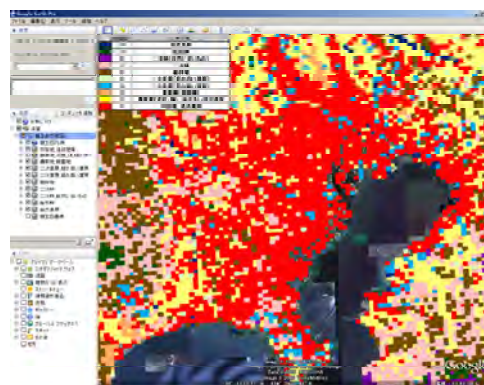


図7 植生自然度図（拡大）

(1) ポップアップ表示の考え方

環境省のテストサンプルを踏まえ、第2章で資料収集の対象とした計画及び事業に対して、ともにグーグルアース画面上の位置にカーソルを置くと、その「概要」がポップアップ表示され、その項目のうちURLをクリックすると関連付けられたPDFファイル（第2章で作成した情報整理シート）が表示されるように設定した。また、画面上に表示される「概要」は、図8のように簡潔な内容とした。

「計画名」	「事業名」
計 画 名 ：計画名称を掲載 策定主体 ：策定主体の名称を掲載 分 野 ：河川整備基本方針、河川整備基本計画、海岸保全計画、広域緑地計画、緑の基本計画、その他の計画のうち、該当する計画分野を掲載 U R L ：PDFデータを格納する URL を掲載（ここをクリックするとリンク先のPDFデータが表示される）	事 業 名 ：事業名称を掲載 事業主体 ：事業主体の名称を掲載 分 野 ：河川関連事業、港湾・海岸事業、道路関連事業、都市関連事業、自然とのふれあい・環境教育事業のうち、該当する事業分野を掲載 U R L ：PDFデータを格納する URL を掲載（ここをクリックするとリンク先のPDFデータが表示される）

図8 計画編及び事業編のポップアップに掲載する事項

(2) 位置情報の表示方法について

事業編及び計画編ともに、グーグルアース画面上で位置が表示されるように「ポイント（点）」「ライン（線）」「ポリゴン（面）」で図化作業を行った。それぞれの表示方法については、表4及び表5の考え方に基ついて設定を行った。

また、位置情報については、対象範囲全域について、グーグルアース上で高度400km以下10km以上の場合のみ可視にするように設定を行った。これは、閲覧者が計画や事業を地域別や県別に閲覧できるよう、一定の広範囲で位置情報を把握できる高度から位置情報が表示されるとともに、情報精度への配慮、また事業等における希少種などの生息・生育情報への配慮から設定したものである。

表4 計画編の位置情報の表示方法

計画の分野	位置情報の表示方法
河川整備基本方針	水系単位で策定されているため、流域を「ポリゴン」で表示
河川整備計画	対象としている河川区間を「ライン」で表示
海岸保全計画	対象としている沿岸を「ライン」で表示
広域緑地計画、緑の基本計画	策定主体である自治体の県庁所在地もしくは市役所所在地を「ポイント」で表示
その他の計画	対象に応じて「ポイント」「ライン」「ポリゴン」で表示

表5 事業編の位置情報の表示方法

事業の区別	位置情報の表示方法
河川関連事業	流域全体での取組や一定の区間を対象とした取組を「ライン」で、地区・箇所での取組を「ポイント」で表示
港湾・海岸関連事業	「ポイント」で表示
道路関連事業	一定の区間を対象とした取組を「ライン」で、地区・箇所での取組を「ポイント」で表示
都市関連事業	「ポイント」で表示
自然とのふれあい・環境教育関連事業	一定の区間を対象とした取組を「ライン」で、地区・箇所での取組を「ポイント」で表示

2. 作成したGISデータについて

前述した考え方に基づいて作成したGISデータの概要を以下に示す。

(1) ポリゴンデータ

表示状態は、環境省提供サンプルのラインデータと同様に、地図上に名称は表示されないが、図9のように、地図上のポリゴンエリアや左欄の名称をクリックすると、概要がポップアップするようにした。

■作成件数

- ・中部圏：計画編20件（各河川整備基本方針 他）、事業編5件（港湾・海岸関連事業 他）
- ・四国圏：計画編11件（各河川整備基本方針 他）

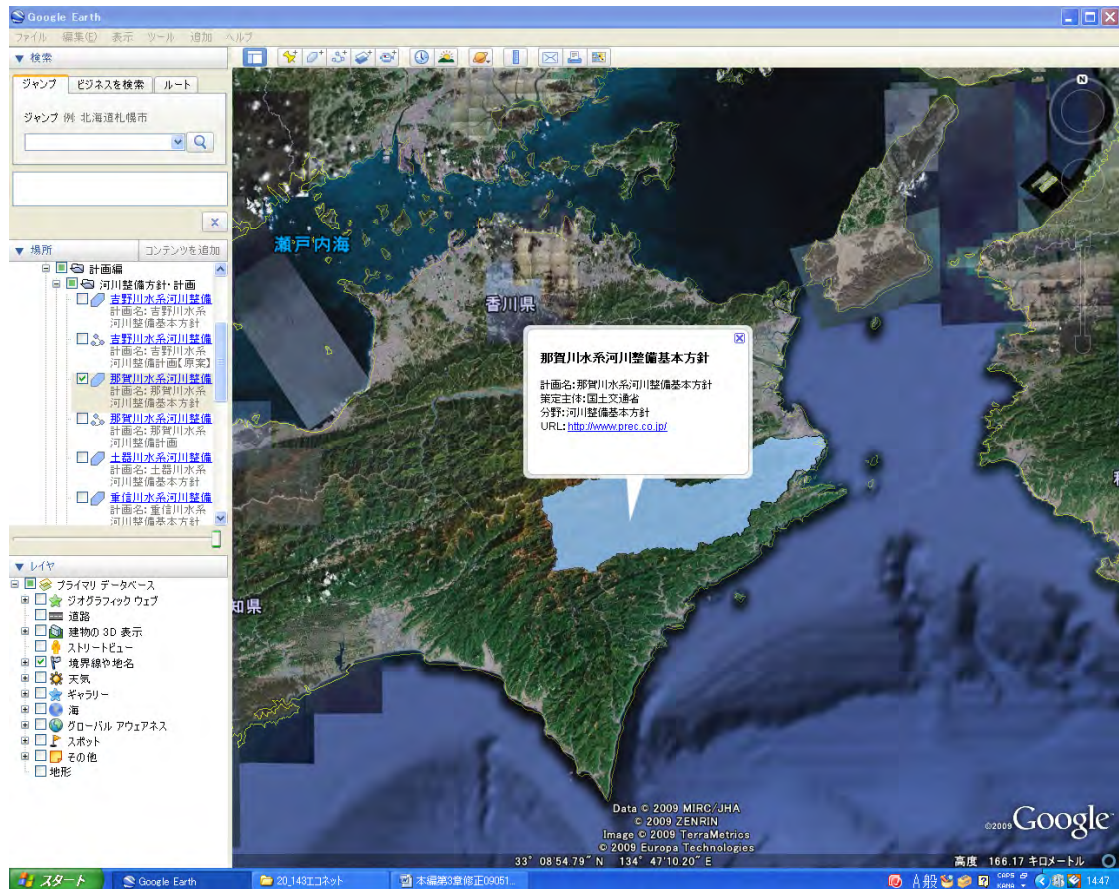


図9 ポリゴンデータのプラットフォーム上でのポップアップ（イメージ）
 <計画編・河川整備基本方針の例>

(2) ラインデータ

表示状態は、環境省提供サンプルのラインデータと同様に、地図上に名称は表示されないが、図10のように、地図上のラインや左欄の名称をクリックすると、概要がポップアップするようにした。

■作成件数

- ・中部圏：計画編20件（各海岸保全計画 他）、事業編31件（河川関連事業 他）
- ・四国圏：計画編10件（各海岸保全計画 他）、事業編11件（河川関連事業 他）

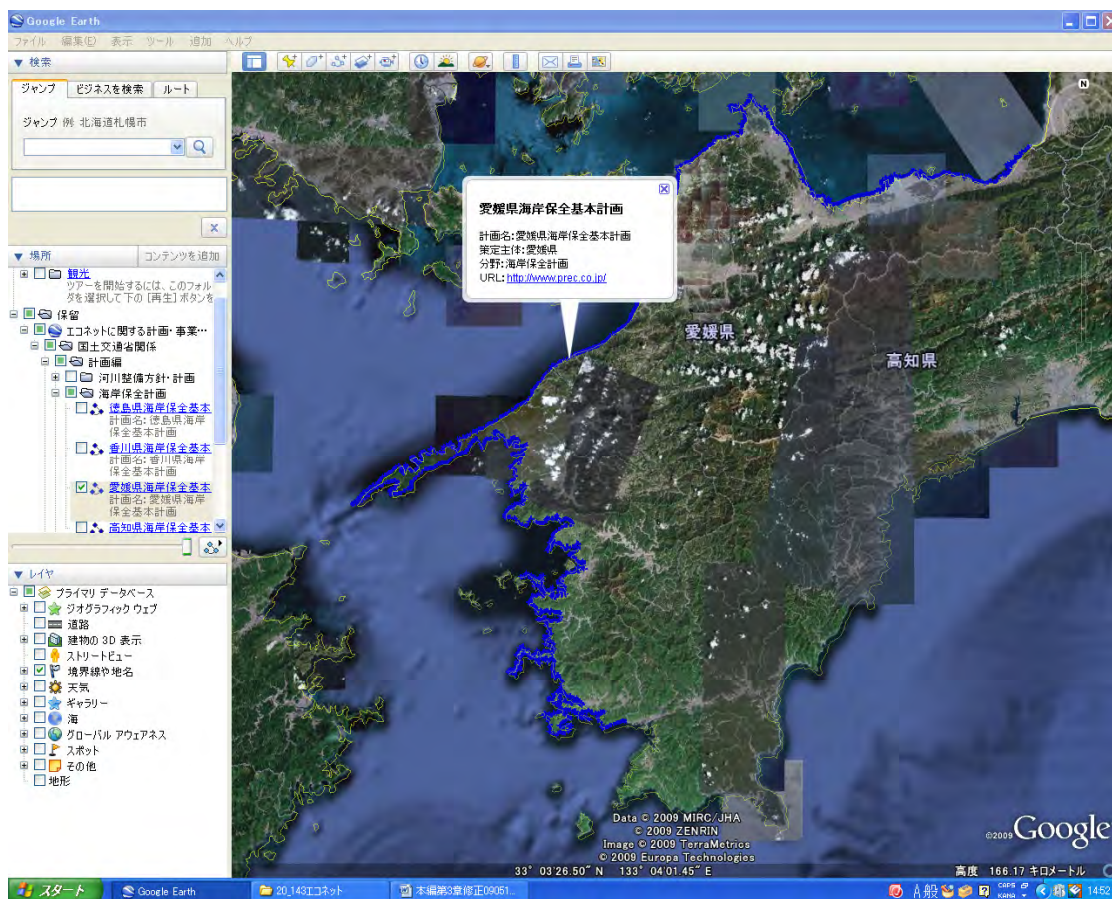


図10 ラインデータのプラットフォーム上でのポップアップ（イメージ）
＜計画編・海岸保全計画の例＞

(3) ポイントデータ

表示状態は、環境省提供サンプルのポイントデータと同様に地図上に名称が表示され、図 11 のように、地図上のポイントをクリックすると、概要がポップアップするようにした。

■作成件数

中部圏：計画編 10 件（各緑の基本計画 他）、事業編 30 件（都市関連事業 他）

四国圏：計画編 5 件（各緑の基本計画 他）、事業編 73 件（都市関連事業 他）

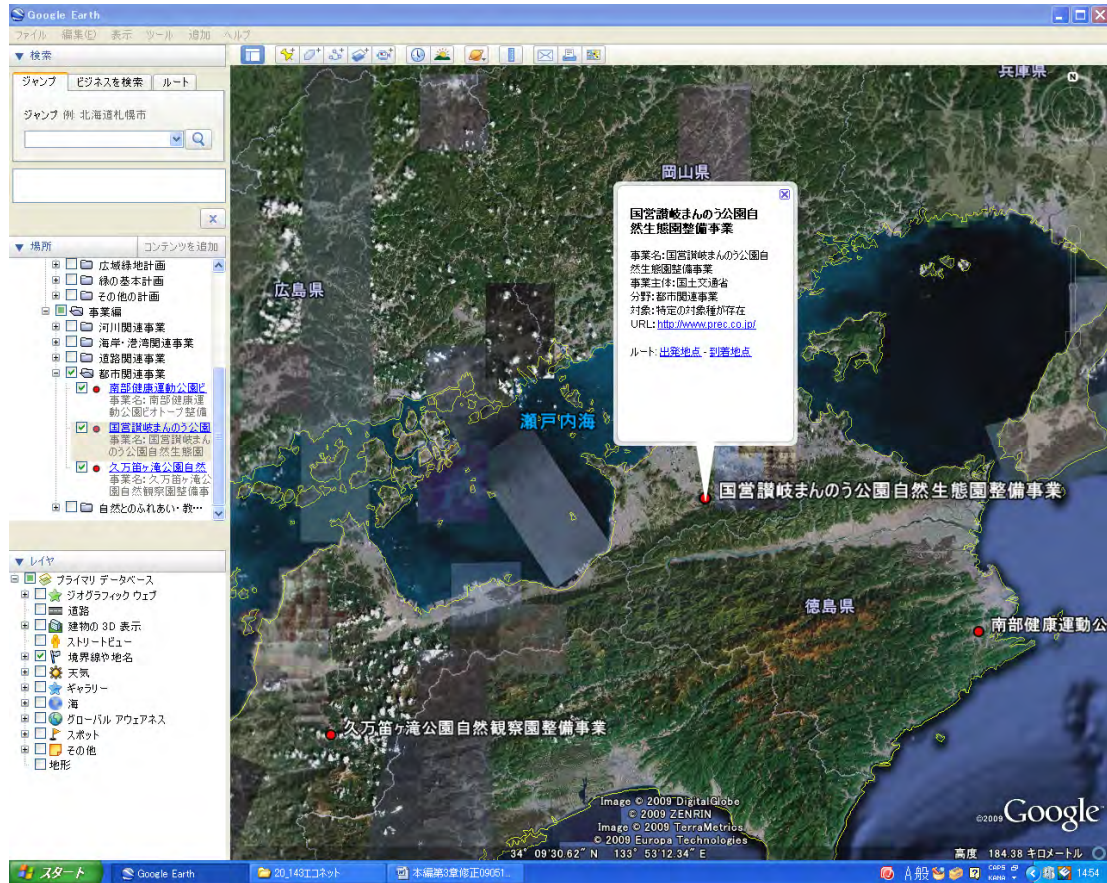


図 11 ポイントデータのプラットフォーム上でのポップアップ（イメージ）

<事業編・都市関連事業の例>

第4章 構想検討に関する会議等への 情報の提供

第4章 構想検討に関する会議等への情報提供

各広域ブロック（中部圏及び四国圏）において進められた、「生態系ネットワーク構想（エコロジカル・ネットワーク構想）」策定に関する会議（有識者を委員とした会議、関係機関を構成員とした会議）に対し、本調査で収集・整理した情報を主たる内容として、構想作成に資するよう国土交通省所管の計画や事業に関する基礎資料等を作成し、情報提供を行うとともに、会議に同席し関係する議論の把握に努めた。

中部圏では、中部圏の特性を踏まえた上で、生物多様性保全の課題について、特に生態系の分断の視点から検討・解析し中部圏にとって必要な生態系ネットワークのあり方を検討することを目的として環境省中部地方環境事務所が実施した「中部圏生態系ネットワーク形成にかかる検討調査」において、「中部圏の生態系ネットワーク形成に必要と思われる施策等について専門的見地から指導・助言・考察を行う」目的で、有識者6名を委員とする図12に示す『平成20年度中部圏生態系ネットワーク形成にかかる検討調査』検討会が設置された。

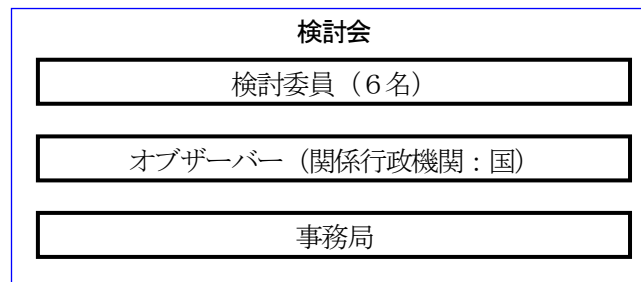


図12 『平成20年度中部圏生態系ネットワーク形成にかかる検討調査』検討会 構成

四国圏では、環境省中国・四国地方環境事務所等が事務局となり「四国圏の生態系ネットワーク構想を、関係府省及び関係県等の協力のもとに策定することで、都市公園事業・河川事業・農業農村整備事業・森林整備事業・自然公園等事業などを推進し、広域事業の実施を通じて生物多様性の確保を推進」することを目的として有識者12名を委員とする図13に示す『四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査検討委員会』が設置された。また、四国圏の生態系ネットワーク構想の円滑な策定と、策定に係る体制の検討及び構想の検討等を行うために、関係行政機関による『四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査に係る連絡会議』が設置された。

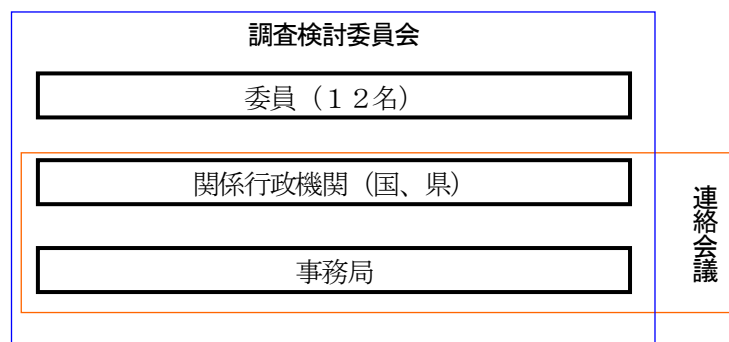


図13 『四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査検討委員会』及び『四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査に係る連絡会議』 構成

これらの会議等への情報提供のため、各圏域のエコロジカル・ネットワーク構想作成に資する基礎資料を作成した。具体的には、本調査で収集した計画・事業を計画、事業の種別ごとなどにまとめるとともに、国土交通省所管の計画・事業に関連する都市地域、河川・湿原地域、沿岸域を対象に、“現状”、“目指すべき方向”、“望ましい地域”のイメージについて、各圏域において作成・公表されているビジョン、構想、計画等の記載内容を整理したうえで、それらを参考に構想文の骨子案等を作成した。

1. 中部圏

(1) 会議等の開催状況

『平成20年度中部圏生態系ネットワーク形成にかかる検討調査』検討会は2回開催され、その状況は表6、表7に示すとおりである。なお、この他関係行政機関による中部圏生態系ネットワークに関する関係者意見交換会が1回開催され、関係行政機関における調査の進捗状況の報告等がなされた。

表6 中部圏第1回検討会の概要

会議	平成20年度 中部圏生態系ネットワーク形成にかかる検討調査 第1回検討会
開催年月日	平成21年3月4日
出席者 (検討委員)	愛知学院大学歯学部解剖学講座 講師 子安 和弘 名城大学理工学部環境創造学科 准教授 谷口 義則 名城大学農学部 助教 橋本 啓史 人間環境大学人間環境専攻環境保全コース 准教授 藤井 伸二 豊田市矢作川研究所 総括研究員 間野 隆裕【座長】 愛知学泉大学コミュニティ政策学部 教授 矢部 隆
事務局	環境省中部地方環境事務所
出席者 (オブザーバー)	国土交通省国土計画局総合計画課 国土交通省中部地方整備局企画部 農林水産省農村振興局整備部農地資源課 農林水産省東北農政局整備部地域整備課 農林水産省関東農政局整備部地域整備課 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室
次第	①調査内容について ②生態系ネットワーク形成の指標種として適した生物種(群)について ③中部圏の希少種や貴重な生態系などの分布状況について ④総合討論
議論の概要	調査の内容についての説明、指標種・その分布状況についての説明が行われた。 1. 「生態系ネットワーク」という用語の定義について ・マイクロとマクロの両方の視点を共存させる。 ・「生態系ネットワーク」の定義を報告書内に記述しておく。 2. 指標種の選定、生態系ネットワークの構築について ・哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類については、水系単位でのネットワーク検討を行い、必要に応じて生態系区分を追加する。 ・植物と昆虫類については、植物のハビタットタイプを基準とする。 (生物種ごとに選定基準を変える必要がある) ・指標種の選定にあたっては、検討委員から提案をいただく。

表7 中部圏第2回検討会の概要

会議	平成20年度 中部圏生態系ネットワーク形成にかかる検討調査 第2回検討会
開催年月日	平成21年3月24日
出席者 (検討委員)	愛知学院大学歯学部解剖学講座 講師 子安 和弘 名城大学理工学部環境創造学科 准教授 谷口 義則 (欠席) 名城大学農学部 助教 橋本 啓史 人間環境大学人間環境専攻環境保全コース 准教授 藤井 伸二 豊田市矢作川研究所 総括研究員 間野 隆裕 【座長】 愛知学泉大学コミュニティ政策学部 教授 矢部 隆
事務局	環境省中部地方環境事務所
出席者 (オブザーバー)	国土交通省国土計画局総合計画課 国土交通省国土計画局広域地方計画課 国土交通省中部地方整備局企画部 農林水産省農村振興局整備部農地資源課 農林水産省東北農政局整備部地域整備課 農林水産省関東農政局整備部地域整備課 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室
次第	①指標種の選定案 ②指標種に着目した生態系ネットワークの検討 ③生態系ネットワーク形成に向けて必要な施策の方針 ④関連調査報告および報告書とりまとめ方針 ⑤総合討論
議論の概要	指標種の選定案、施策の方針などについての説明が行われた。 1. 指標種の選定・指標種に着目した生態系ネットワークの検討について ・指標種の情報は年代別、地域別の整理がのぞましい。 ・現存する生物データは、確認時期の古いものもあり、必ずしも現状をあらわす適切な結果が得られないので、今後に向けて考え方を整理しておく。 2. 生態系ネットワーク形成に向けた施策の検討について ・施策にはその施策を行う根拠が必要である。 ・生態系ネットワークの形成にあたっては、国と地方自治体、NPOなどが様々な面で連携することが重要。 ・今回は、可能なデータの範囲内でとりまとめ、将来に向けての課題を示す。

(2) 情報の提供

会議等における生態系ネットワーク形成に向けた施策の検討の参考資料として、本業務で収集・整理したエコロジカル・ネットワーク構想の策定に資する「計画」「事業」の事例紹介、情報提供を行った。

2. 四国圏

(1) 会議等の開催状況

四国圏においては、環境省中国四国地方環境事務所を事務局として、『四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査検討委員会』が3回開催され、その概要は表8～10に示すとおりである。

また、調査検討委員会の開催にあわせ、関係行政機関による『四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査検討委員会 連絡会議』が3回開催され、関係行政機関における情報共有や調査の進捗状況の報告・確認等がなされた。連絡会議の概要は表11に示す

表8 第1回調査検討委員会の概要

会議	第1回 四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査検討委員会
開催年月日	平成20年12月25日
出席者 (検討委員)	北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 井原 建雄【委員長】 高知大学理学部自然環境科学科 教授 石川 慎吾 独立行政法人森林総合研究所四国支所 流域森林保全研究グループ 主任研究員 奥村 栄朗 香川大学名誉教授 金子 之史 高知大学農学部森林経営学研究室 教授 川田 勲 愛媛大学農学部地域環境工学コース 教授 櫻井 雄二 徳島県立博物館 自然課長 佐藤 陽一 高知工科大学工学部社会システム工学科 教授 重山 陽一郎(欠席) 愛媛大学大学院理工学研究科 教授 鈴木 幸一 愛媛大学防災情報研究センター 教授 鳥居 謙一(欠席) 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授 中野 晋(欠席) 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授 山中 英生
出席者 (関係行政機関)	農林水産省農村振興局整備部農地資源課 (欠席) 農林水産省中国四国農政局整備部地域整備課 林野庁国有林野部経営企画課 林野庁四国森林管理局計画課 国土交通省国土計画局総合計画課 国土交通省四国地方整備局企画部 環境省自然環境局自然環境計画課 徳島県県民環境部環境局環境首都課自然共生室 香川県環境森林部みどり保全課 愛媛県県民環境部環境局自然保護課 高知県文化環境部環境共生課
事務局	環境省中国四国地方環境事務所
次第	①四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査検討の視点 ②四国圏の生態系ネットワーク形成上、保護・保全すべき地域・生物種 ③四国圏における生態系ネットワーク形成上の課題
議論の概要	1. 調査検討の視点 ・非常に多目的であるので、調整の回り方も含めて四国圏が全国のモデルになるようにしていく。 2. 生態系ネットワーク形成上、保護・保全すべき地域・生物種・形成上の課題 ・対象を絞ることや県境を越えた取り組みなどが重要。 ・様々な意見を集約して理念や観点をつくり、固定観念からの脱却を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・要因分析の議論をまとめた上で、政策論を行う。 ・全ての面からプラスにはたらく方向づけを行っていく。
--	---

表9 第2回調査検討委員会の概要

会議	第2回 四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査検討委員会
開催年月日	平成21年2月2日
出席者 (検討委員)	<p>北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 井原 建雄【委員長】</p> <p>高知大学理学部自然環境科学科 教授 石川 慎吾</p> <p>独立行政法人森林総合研究所四国支所 流域森林保全研究グループ 主任研究員 奥村 栄朗</p> <p>香川大学名誉教授 金子 之史</p> <p>高知大学農学部森林経営学研究室 教授 川田 勲</p> <p>愛媛大学農学部地域環境工学コース 教授 櫻井 雄二</p> <p>徳島県立博物館 自然課長 佐藤 陽一</p> <p>高知工科大学工学部社会システム工学科 教授 重山 陽一郎(欠席)</p> <p>愛媛大学大学院理工学研究科 教授 鈴木 幸一</p> <p>愛媛大学防災情報研究センター 教授 鳥居 謙一</p> <p>徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授 中野 晋</p> <p>徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授 山中 英生(欠席)</p>
出席者 (関係行政機関)	<p>農林水産省農村振興局整備部農地資源課</p> <p>農林水産省中国四国農政局整備部地域整備課</p> <p>林野庁国有林野部経営企画課</p> <p>林野庁四国森林管理局計画課</p> <p>国土交通省国土計画局総合計画課</p> <p>国土交通省四国地方整備局企画部</p> <p>環境省自然環境局自然環境計画課</p> <p>徳島県県民環境部環境局環境首都課自然共生室</p> <p>徳島県農林水産部林業振興課(欠席)</p> <p>香川県環境森林部みどり保全課</p> <p>香川県環境森林部みどり整備課(欠席)</p> <p>愛媛県県民環境部環境局自然保護課</p> <p>高知県文化環境部環境共生課</p> <p>高知県森林部森林政策課(欠席)</p>
事務局	環境省中国四国地方環境事務所
次第	<p>①四国圏における生態系ネットワーク形成の基本的考え方</p> <p>②四国圏の生態圏ネットワーク形成上の留意点</p>
議論の概要	<p>1. 四国圏における生態系ネットワーク形成の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各県においてもまだ考えが浸透されていないので、生態系ネットワークに基づく事業を推進していくため、あまりこまかくせず、四国全体において生態系ネットワークという考え方を浸透させていく。 <p>2. 四国圏の生態圏ネットワーク形成上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の色々な特性を見た上で流域の絞込みをしたほうがよい。 ・流域間の生態系ネットワークの強化について、緑の回廊が重要となる。回廊の設定について民有林が重要となる。 ・公に対する意識向上を図る必要がある。他国の事例や、他地域での事例を示しながら、その必要性の示唆を試みる必要がある。 ・ネットワークの担い手である人や環境教育についてもっと強調すべき。

	<ul style="list-style-type: none"> ・主体（ネットワークの担い手）の中に産業の構築という視点も必要。産業界に生態系ネットワークを広めるためには普及啓蒙が必要。 ・人間の社会が野生動物にどう関わっていくか（野生鳥獣管理）という視点が重要。 ・人や地域のネットワーク、また、横の組織間を繋ぐだけではなく、縦の世代間を繋ぐという視点も必要。
--	---

表 10 第 3 回調査検討委員会の概要

会議	第 3 回 四国圏における生態系ネットワーク形成のための調査検討委員会
開催年月日	平成 21 年 3 月 15 日
出席者 (検討委員)	<p>北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 井原 建雄【委員長】 高知大学理学部自然環境科学科 教授 石川 慎吾 (欠席) 独立行政法人森林総合研究所四国支所 流域森林保全研究グループ 主任研究員 奥村 栄朗 香川大学名誉教授 金子 之史 高知大学農学部森林経営学研究室 教授 川田 勲 愛媛大学農学部地域環境工学コース 教授 櫻井 雄二 徳島県立博物館 自然課長 佐藤 陽一 高知工科大学工学部社会システム工学科 教授 重山 陽一郎 (欠席) 愛媛大学大学院理工学研究科 教授 鈴木 幸一 愛媛大学防災情報研究センター 教授 鳥居 謙一 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授 中野 晋 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授 山中 英生 (欠席)</p>
出席者 (関係行政機関)	<p>農林水産省農村振興局整備部農地資源課 (欠席) 農林水産省中国四国農政局整備部地域整備課 林野庁国有林野部経営企画課 林野庁四国森林管理局計画課 国土交通省国土計画局総合計画課 国土交通省四国地方整備局企画部 環境省自然環境局自然環境計画課 徳島県県民環境部環境局環境首都課自然共生室 徳島県農林水産部林業振興課 香川県環境森林部みどり保全課 香川県環境森林部みどり整備課 (欠席) 愛媛県県民環境部環境局自然保護課 高知県文化環境部環境共生課 (欠席) 高知県森林部森林政策課 (欠席)</p>
事務局	環境省中国四国地方環境事務所
次第	<p>①四国圏の生態系ネットワーク構想 (案) について ②その他</p>
議論の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・四国圏における生態系ネットワーク構想の構成は、目的→特性→課題という流れとする。 ・目指すべき目標は、地域住民にも共有化していくため、できるだけ分かりやすくしていく。 ・目標に関する四国の特徴づけ及びその特徴に基づいた地域区分については関係機関の意見を踏まえて調整する。 ・四国は地域資源が豊富であり、それを活かした意味のある政策提言をして

	いくことが必要である。今回の省庁連携の事業は非常に重要であり、今後 ももっと進めていくべき。
--	---

表 11 連絡会議の概要

会議	開催年月日	次第	論議等の概要
第1回連絡会議	平成20年 12月25日	①全国生態系ネットワーク形成の検討について ②四国圏における生態系ネットワーク形成について ③質疑応答・意見交換	各省庁の今後の情報収集に関して、各県への事業内容の趣旨説明と協力依頼を行った。県からは、希少種のデータについての取扱いについての質問、確認等があり、収集した情報のデータ管理や取扱い、公開について留意するなどの確認等を行った。
第2回連絡会議	平成21年 2月2日	①四国圏における生態系ネットワーク形成の基本的考え方について ②質疑応答・意見交換	ネットワークのツールやスケール、目指すべき方向における各地域の取扱いについての確認が行われた。また、目指すべき方向をどこまで具体化していくか、そのための各省庁や各県関連部局間での調整の必要性について議論が行われた。
第3回連絡会議	平成21年 3月15日	①四国県の生態系ネットワークに関する取組状況について ②質疑応答・意見交換	各省庁の取り組み状況の報告と、事業マップ作成に向けた各県への協力依頼や情報収集に向けた調整・協議が行われた。

(2) 情報の提供

四国圏については、四国圏のエコロジカル・ネットワーク構想文作成のための検討資料として、国土交通省所管地域に関連する都市地域、河川・湿原地域、沿岸域について、図14に示すフローに沿って「目指すべき方向」、「望ましい地域のイメージ」に整理した資料を作成した。なお、構想文として活用することを念頭に、文調は第3次生物多様性国家戦略を踏まえたものとした。

また、第3回会議において、具体的にエコロジカル・ネットワーク構想文を検討するべく、国土交通省に関連する都市地域、河川・湿原地域、沿岸域を対象として、各地域の目指すべき方向とその取組を整理した検討資料を作成した。検討資料の作成に当たっては上記資料や収集した計画・事業等の取組を踏まえて検討を行った。

次頁より、作成したエコロジカル・ネットワーク構想に関する検討資料、構想文案検討資料を示す。また、これらを作成するにあたって基礎的な検討資料としてまとめたものを、巻末に参考資料として掲載する。

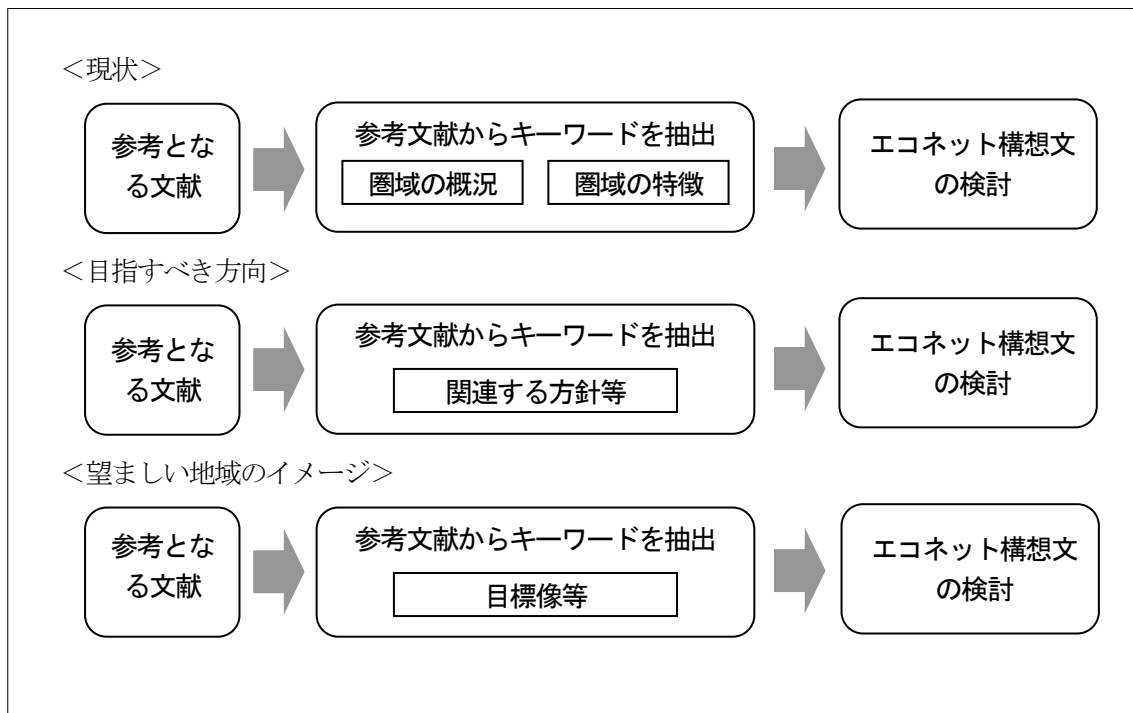


図14 エコネット構想文検討のフロー

■エコロジカル・ネットワーク構想に関する検討資料■

エコネット構想における「目指すべき方向」

《都市地域》

- ・みどりは二酸化炭素を吸収し、炭素を固定・貯蔵する機能を有しており、地球温暖化の防止や循環型社会の実現にも貢献することから、地球温暖化に貢献し、都市生活環境の向上や環境改善にも資する都市部でのみどりづくりを推進する。
- ・都市の骨格となる河川や道路を緑化し、まちをとりまく山地や森林、農地等の緑や水路との連携を図ることで、水と緑とのネットワーク化を行い、都市部での生き物の生息・生育環境の維持と保全を図る。
- ・市民・事業者・NPO・行政とのパートナーシップによる水と緑を育むまちづくりの推進を図る。

都市地域における取組み

- 生物多様性の保全に資する都市近郊の自然的環境を保全するため、四国圏域では、徳島市、高松市、松山市、高知市をはじめとする17市町で緑の基本計画を策定しており、その実現を図るため、緑地環境整備総合支援事業や緑化重点地区整備事業などにより、緑化の推進や緑地の保全が進められている。
- 徳島県では、吉野川、勝浦川、那賀川などの河口部に発達した広大な沖積平野と、東西に帯状に配列する山地等により構成される東部都市計画地域を対象として緑のマスタープランを策定している。徳島市をはじめ市街地が発達する一方、県内有数の農地、森林が広がり、県下の商工業地の中心となっている地域における緑の保全・再生・創出を進めている。
- 香川県では「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」（平成14年4月1日施行）の規定に基づき、埋立地や開発跡地等、緑化を推進することが特に必要な土地の区域を「緑化推進地域」に指定し、土地所有者等と緑化を推進することとし、平成19年3月31日現在、21箇所（537.5ha）が指定されている。また、身近なみどりを再認識し、みどりを守り育てる活動の普及を目的として、平成16年度に「香川のみどり百選」を設定し、そのうち、五色台や栗林公園、津田の松原などの「市街地に近いみどり」を選定している。
- 国営讃岐まんのう公園自然生態園では、讃岐地方の懐かしい古里の風景である「ため池のある里山」を復元したフィールドミュージアムとして、「自然生態観察園」と「自然生態展示館」を中心に、懐かしい風景や生き物にふれながら、自然の仕組みや、人と自然との関わりに関心を持ち、理解を深め、共存のあり方を考える場を整備している。また、近接する土器川流域の河川公園との拠点相互間のネットワークを強化し、自然環境とのふれあいや利用の活動拠点としての多面的な機能を高めている。
- 徳島県の南部健康運動公園や愛媛県の久万笹ヶ滝公園自然観察園など、都市公園におけるビオトープの創出により多様な生物の生息・生育空間の創出を図る取組が行われている。
- 道路においても、『緑』を道路空間の主要構成要素として位置付けて、のり面の緑化や街路樹の植樹により積極的に緑化を図るなど、生物多様性の保全に資する取組が進められている。また、香川県坂出市の高松自動車道府中湖パーキングエリアでは、オープンスペースを活用し、多様な生物の生息・生育空間の創出を図るため、ビオトープを創出しており、生物多様性の保全に配慮した取組が進められている。
- 都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、肱川や石手川では、河川環境整備事業と連携した都市公園の整備などが実施されている。

《沿岸域》

- ・海が本来持っている自浄能力の再生と、良好な海洋生物の生育環境を保全することで多様性のある豊かな海の回復を目指す。
- ・水底質の保全・改善、多様な動植物の生息・生育に配慮した港湾施設を整備する。
- ・瀬戸内海の歴史と自然の恵みを生かし、地域が抱え持つ資源をさらに活用するとともに、瀬戸内海および周辺地域の陸、海、島のネットワーク化を図る。
- ・自然海岸や干潟、藻場、サンゴ群集の保全・再生により、シギ・チドリやウミガメなど豊かな生物相の生息環境を保全・再生する。

沿岸域における取組み

- 藻場、干潟、サンゴ礁や、地域の沿岸を特徴付ける自然海岸を保全するため、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の4県において海岸保全計画を策定しており、四国を取り巻く紀伊水道西沿岸、海部灘沿岸、讃岐阿波沿岸、燧灘沿岸、伊予灘沿岸、豊後水道東沿岸、土佐湾沿岸の全域において環境保全の理念や方針に基づいた海岸保全事業を実施することとしている。
- ウミガメの産卵地となっている高知海岸の春野町戸原から仁ノの砂浜では、地域住民と行政が協働して海岸清掃、産卵のモニタリング・監視活動などを行っており、積極的に海洋生態系の保全・再生、管理に取り組んでいる。
- 香川県の津田港や内海港、高知県の高知港では、海域環境創造・自然再生事業などを実施しており、湾の水質・底質の改善と併せて、自然生態にやさしい海域環境の創造と親水性の高い海域空間の創出が図っている。
- 愛媛県の三島川之江港では、底生動物や魚類等の多様な生物の生息場となるエコシステム式ケーソンを設置するなど、生物多様性向上に資する海岸保全施設の開発や整備を実施している。
- 港湾事業や海岸保全施設の整備にあたっては、海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進しており、愛媛県の松山港や東予港では、堤防整備に伴うアマモの移植などを実施している。
- 高知県の竜串、徳島県の竹ヶ島ではサンゴ群集の自然再生を実施しており、竹ヶ島海中公園自然再生事業では、エダミドリイシが健全な状態で生き続ける豊かな沿岸生態系を取り戻すことを目的として、平成18年3月に自然再生全体構想を策定している。また、竜串自然再生事業では、竜串のサンゴ群集をはじめとした豊かな沿岸生態系の再生を目的として、自然再生協議会が平成18年9月9日に設立され、中国四国圏環境事務所、高知県、土佐清水市が協働で事業を進めている。

《河川・湿原地域》

- ・流域の人々との歴史的、文化的な関わりを踏まえ、良好な水質、豊かな水面と砂州、周辺の緑を含めた流域全体での多様な動植物の生息・生育環境の保全・創出を図るとともに、劣化もしくは失われた河川環境の再生を実施し、動植物の生息・生息環境の連続性を確保する。
- ・河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。
- ・流域住民の自然体験活動や環境学習等の河川利用の場として河川利用と河川環境の調和の取れた河川整備を行い、流域もしくは流域を越えた関係機関や地域住民との連携・交流を図りながら、地域づくりに資する川づくりを行う。
- ・重要湿地などを保全・再生することを通じて、流域内、国内・国際的な生物の移動を確保する。

河川・湿原地域における取組み

- 渡り性水鳥等の重要な生息地となっている湿地については、第7回ラムサール条約締約国会議以降、生物多様性の保全上重要な国内湿地 500 箇所を環境省が選定しているが、四国圏においては、鳴門海峡や四万十川下流・河口域など 29 箇所が選定され、湿原地域の保全を進めている。
- 四万十川や肱川をはじめとする各河川では、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、できるだけ環境の改変を行わないよう努めるとともに、やむを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、自然の特性やメカニズムを活用した環境の復元が可能となるよう、多自然川づくりを進めている。
- 吉野川では、河川を上下流に分断した施設に魚道を整備する取組をさらに進めるとともに、分断した施設を含む河川の広い範囲で、産卵場・生育場・索餌場などの生物の生息・生育環境を整備・改善するため、魚のすみやすい川づくりの取組を進めている。
- 四万十川や重信川では、失われてきた自然環境の再生を図るため、地域住民やNPO等との協働により、自然再生事業を実施している。事業では、モニタリング調査によって自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な整備や管理を実施している。
- 河川が子どもたちの身近な遊び場、教育の場となるように、桑野川や肱川の水辺プラザ、土器川や吉野川の水辺の楽校プロジェクト（四国地方で11箇所登録）などでは、河川管理者、地方公共団体、教育関係者、市民団体などから構成される推進協議会を設置し、地域と一体となって整備を進める事業を実施している。
- 河川の自然環境と周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図りつつ、『まちの顔』となる良好な水辺空間を整備するため、物部川や小田川、撫養川などでは、地域整備と一体となってふるさとの川整備事業を実施している。
- 「清流ルネッサンス 21」の対象河川である仁淀川支川の宇治川では、水質改善の取組などにより、生物の生息・生育環境が改善され、アユが戻った事例が報告されている。
- 四国の水がめである早明浦ダムでは、濁水の抑制と緑豊かな良好なダム湖空間を確保するため、ビオトープ空間の保全・再生・創出など、良好な環境と景観の保全に寄与するグリーンベルト整備事業を実施している。
- 那賀川の長安口ダムにおいては、ダムの浚渫土砂を下流河道に置き土し、洪水時に下流に土砂が供給されることによってレキ河川の再生を図る事業を実施している。
- 外来植物であるシナダレスズメガヤの著しい繁茂が進んでいる吉野川においては、河道樹木の伐採などにより、外来種対策を進めるとともに、健全なレキ河川の再生を図るための調査研究を進めている。

- 徳島県では、平成11年3月に「とくしま水紀行50選」を選定し、良質な水質を有すること、清浄な水であること、市町村、住民等による保全活動などがあること、河川、溪谷、滝など水を中心とした景観であること、後世に語りつぐ価値のあるいわれや歴史的背景などがあることなどを条件として、水系の保全に対する普及啓発活動を進めている。
- 高知県では、温暖多湿な気候と、石鎚山系および剣山系に連なる山地によって有数の多雨地域となっており、これらを水源とする多くの湧水がみられるため、清流保全条例を平成元年に制定し、その具体的活動の一環として平成3年に「土佐の名水40選」を選定して、水系の保全に対する普及啓発活動を進めている。

■ 四国圏エコネット構想文 検討資料 ■

1. 都市地域

◀ 現状 ▶

参考文献

「四国圏プレ広域地方計画協議会資料」「社会資本整備に係る四国ブロックの将来の姿」「香川県みどりの基本計画」他

抽出されたキーワード

概況

特徴

四国圏は、瀬戸内・山間部・南四国・島嶼部など、個性のある多様な地域が存在する。

過疎化、人口減少による都市地域縁辺部の都市的土地利用の喪失が進んでいる一方で、産業や人口や集積する各県庁所在地を中心とした都市については、人口過密とともに、都市化による緑地や自然環境の喪失も進んでいる。

四国の山地は日本の山地の中でも中央アルプスに次いで垂直隆起量の大きな地域である。このため、山は高く、川は谷を深くきざみ、急峻な地形を形づくっている。

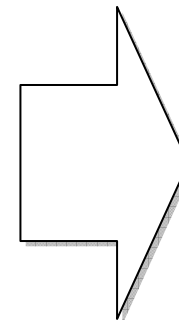
このような地形のため、全面積に占める可住地面積の割合は、全国平均の約3/4しかない。また、急峻で危険な地域に暮らす人の割合が半数以上となっている。

沿岸部には河川の河口域の扇状地を中心に、平野が広がっており、面積の少ない平野部に都市機能が集積している。

特に、瀬戸内の都市において産業集積が高くなっている。

瀬戸内海側で濁水が頻発している。また、四国の瀬戸内海側は河川の川幅や延長が短く、地形が急峻なため急流が多い。

降雨量が少ないため、瀬戸内海側の都市地域においてはため池が貴重な水辺の環境を構成している。



エコネット構想文（骨子案）

～第3次生物多様性国家戦略の文調を踏まえ～

- 四国は中央部を東西に四国山地が連なり、山がちで急峻な地形が続きます。また、構造線が縦断しこれに沿って脆弱な地形が分布することから土砂災害の危険区域が極めて多い状況です。一方、川沿いに開けた平野部は水害に対する危険地帯となっています。
- 気候についても、四国山地によって地形的に大きく北と南に分けられ、四国の北部は降雨量が少なく比較的温暖な瀬戸内地区の気候に属しますが、南部は降雨量が多く気温の高い太平洋地区の気候に属するように、南北で著しく異なった気候になっています。
- 四国圏は、瀬戸内・山間部・南四国・島嶼部など、個性のある多様な地域が存在しています。
- 四国の山地は日本の山地の中でも中央アルプスに次いで垂直隆起量の大きな地域です。このため、山は高く、川は谷を深くきざみ、急峻な地形を形づくっています。このような地形のため、全面積に占める可住地面積の割合は、全国平均の約3/4しかありません。また、急峻で危険な地域に暮らす人の割合が半数以上となっています。
- 四国の都市地域は、沿岸部河口域の扇状地を中心に、面積の少ない平野部に都市機能が集積しています。特に、瀬戸内海の都市を中心に産業が集積しています。
- 過疎化、人口減少による都市地域縁辺部の都市的土地利用の喪失が進んでいる一方で、産業や人口や集積する各県庁所在地を中心とした都市については、人口過密とともに都市化による緑地や自然環境の喪失も進んでいます。
- また、四国の瀬戸内海側は河川の川幅や延長が短く、地形が急峻なため急流が多い。さらに降雨量が少ないため、瀬戸内海側の都市地域においてはため池が貴重な水辺の環境を構成しています。

《 目指すべき方向 》

抽出されたキーワード

参考文献	関連する方針等
社会資本整備に係る四国ブロックの将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に比して厳しい自然条件・社会条件を克服しつつ、美しい自然環境や景観を守り継承する。
香川県みどりの基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり豊かな生活空間・都市景観づくり。 ・みどり資源を活用した循環型社会づくり。
阿南市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の固有性（阿南らしさ）を活かした緑の保全創造。 ・緑を基盤とした快適で、安心・安全な都市空間の形成。 ・市民の緑に対する意識の高揚につながる緑の活動の推進。
高松市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・自然共生型の都市環境の骨格を形成する緑地の確保。 ・都市生活環境の向上に資する緑地の保全と拡充。 ・地域の特性に応じた緑地の保全と活用。
松山市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の骨格となる緑地の保全。 ・環境改善に資する緑地の保全と創出。 ・歴史的・文化的風土を継承する緑地の保全。 ・貴重な生態系・植生の維持・保全。
今治市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・生き物の生息・生育環境を緑でつくる。 ・歴史・文化的風土を緑で継承する。 ・美しい街並みを緑でつくる。 ・個性や魅力ある空間を緑でつくる。
東温市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「重信川の緑」の保全と活用。 ・「まちをとりまく緑」の保全と活用。 ・「市街地の緑」の保全と活用。 ・「緑化の推進に寄与する緑」の保全と創出。
中村市市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・中村らしい水と緑の保全と未来への継承。 ・みんながいきいきと輝く花と緑の拠点づくり。 ・きらめく緑のネットワークの形成。 ・身近に花と緑が輝くまちづくり。 ・市民・事業者・NPO・行政とのパートナーシップによる花と緑を育むまちづくり。



エコネット構想文（骨子案）
～第3次生物多様性国家戦略の文調を踏まえ～

- 全国に比して厳しい自然条件・社会条件を克服しつつ、瀬戸内・山間部・南四国・島嶼部など、美しい自然環境や景観を守り継承する社会資本整備を進めていきます。
- 緑地は二酸化炭素を吸収し、炭素を固定・貯蔵する機能を有しており、地球温暖化の防止や循環型社会の実現にも貢献することから、地球温暖化に貢献し、都市生活環境の向上や環境改善にも資する循環型の都市地域での緑地づくりを推進します。
- 都市の骨格となる河川や道路を緑化し、まちをとりまく山地や森林、農地等の緑やため池、水路との連携を図ることで、水と緑とのネットワーク化を行い、都市地域での生き物の生息・生育環境の維持と保全を図ります。
- 市民・事業者・NPO・行政とのパートナーシップによる水と緑を育むまちづくりの推進を図ります。

《 望ましい地域のイメージ 》

抽出されたキーワード

参考文献	目標像等
四国新世紀ビジョン2001	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などにおける緑化により歩行者に木陰を提供するなど、安らぎの場が創出されているとともに、親水性のある憩いの場づくりにより、せせらぎの音を聴きながら心癒される水辺が身近に取り戻されており、四国ならではの自然、歴史、風土の中で育まれた住みやすさが維持されている。 ・生態系に配慮した整備で野生動植物の生育環境を守り、自然と調和した地域づくりが進められているとともに、清らかな小川のせせらぎなど美しい水辺を取り戻すため、流域住民との連携のもと水質改善が行われている。 ・自然に容易にふれられる自然体験学習の場として、河川の上下流域での交流が活発に行われている。
とくしまビオトープ・プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な野生生物は、大気や土壌、太陽の光、水が良い状態に保たれていなければ生息・生育できないことから、自然の総合的な健全性の指標となっている。
香川県みどりの基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や都市公園のみどりづくりについては、行政だけでなく、地域住民の積極的な参加による取組みが重要であるため、県民総参加のみどりづくりにより、住宅地、事業所、工場など民有土地の緑化が推進されている。
高松市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・香東川、春日川、新川等の本市の主要な河川は、山地部から市街地、海岸部を結び、多様な生物の生息空間となっており、親水空間の確保、都市公園等の河川沿いへの重点的配置等が進められることにより、上流域の森林と下流域の市街地の生態系の連続性が保たれている。
松山市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・石手川および重信川は、生態系が豊かなことに加え、山の緑とまちの緑、海の自然を結ぶ本市の骨格となる水と緑の軸となっている。 ・近隣市町村と連結する各国道をはじめ、都市の骨格となる主要幹線道路の街路樹が、市街地内ネットワークとして重要な緑地となっている。
今治市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景となる近見山から笠松山などにかけての山地・丘陵地の樹林地は、水源の涵養やCO2の吸収、大気の浄化、さらには生きものの重要な生息地といった多様な機能を有している。 ・市内を貫流する蒼社川や頓田川は、海や市街地背後の樹林地から冷涼な空気を運ぶ主要な「風の道」としての機能を担うほか、生きものの重要な生息地や回廊といった多様な機能を有している。
東温市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・重信川の泉は、貴重な水生植物や昆虫が生息し、豊かな自然が残る貴重な緑です。この泉を取り巻く環境を環境保全のシンボルと位置づけ、生態系を考慮した多自然な河川空間として保全する。
中村市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・中村を代表する四万十川や後川などの河川と水辺の樹林、市街地を包み込む樹林地が生き物の生息環境に配慮して守られている。 ・市街地を包み込む田や畑がオープンスペースとして守られている。 ・野鳥や昆虫が生息したり移動したりできる緑の帯がつくられている。

エコネット構想文（骨子案）

～第3次生物多様性国家戦略の文調を踏まえ～

- 歩行者に木陰を提供するなど、安らぎの場を創出するための道路などにおける緑化の推進と、せせらぎの音を聴きながら心癒される水辺を身近に取り戻すため、親水性のある河川づくりが行われ、瀬戸内・山間部・南四国・島嶼部など四国ならではの自然、歴史、風土の中で育まれた住みやすさが維持されています。
- また、生態系に配慮した整備で野生動植物の生育環境を守られているとともに、清らかな小川のせせらぎなど美しい水辺を取り戻すため、流域住民との連携のもと水質改善が行われており、自然に容易にふれられる自然体験学習の場として、上流域と下流域との交流が活発に行われています。
- 都市地域の背景となる山地・丘陵地の樹林地が連担して保全されており、水源の涵養やCO2の吸収、大気の浄化、さらには生きものの重要な生息地といった多様な機能を有しています。
- 吉野川、渡川、肱川など、都市地域を貫流する主要な河川は、四国山地を中心とした上流域の森林と都市地域を取り巻く樹林地や、流域に広がる田園やため池、そして市街地の緑と海岸の自然への連続性を保つ水と緑の軸となっており、多様な生物の生息空間や回廊となっています。
- 四国の8の字ネットワークを中心にして都市間をつなぎ、都市の骨格となる主要幹線道路は、街路樹により豊かな緑が保たれており、山地や都市近郊の樹林地や、公園等の公共空間の緑を結ぶ都市地域や都市と都市をつなぐにおける緑のネットワークを形成しています。
- 都市地域の河川、水路、ため池、街路樹、公園等の水と緑の軸が連続することで、帯状の水と緑をつなぐネットワークが形成され、野鳥や昆虫が生息したり移動したりできる水と緑の帯がつながっており、生態系の連続性が保たれています。

2. 河川・湿原地域

◀ 現状 ▶

参考文献

「吉野川河川整備方針」「那賀川河川整備方針」「土器川河川整備方針」「重信川河川整備方針」「肱川河川整備方針」
「仁淀川河川整備方針」「物部川河川整備方針」他

抽出されたキーワード

概況	特徴
四国圏の河川を見ると、大きく8つの水系に分けられ、最も流域面積が広いのが吉野川水系であり、次いで渡川水系、肱川水系となっている。	急流河川が多く、河川の延長も短い。特に瀬戸内海川の河川においてその傾向が顕著である。四国山地中央を四万十川が蛇行しながら流下しており、日本でも有数の自然性の高い大河川である。
流域の土地利用は山地が概ね7~8割と大部分を占めている。	林業を基盤として形成されている人工林と集落が一体となった環境を形成している。
源流部は峻険なV字谷を呈している河川が多く、源流部が自然公園区域に指定され、良好な溪流環境を呈している。	ブナ・モミの原生林も見られるものの、スギ・ヒノキ植林が植生の多くを占めている河川が多い。自然環境が豊かで景勝地も多く見られる。
下流域は扇状地が広がっており、農地としての利用や都市地域が発達している。	北側には瀬戸内海地域を特徴づけるため池が分布している。南側の平地部では、温暖な気候を利用したハウス園芸等による野菜栽培や稲作が盛んである。
河口域については砂州や干潟を形成している。	シギ・チドリ類の渡り鳥の中継地やカモ類の越冬地として広域的なエコロジカルネットワークの形成上重要な機能を有している。
	脊梁山脈と中心に、山地部から山間部、そして下流域の扇状地に広がる農地や都市地域、そして沿岸域や海域までを貫流しており、エコロジカルネットワーク上最も重要な役割を担うコリドーとなる。



エコネット構想文（骨子案）

～第3次生物多様性国家戦略の文調を踏まえ～

- 四国は中央部を東西に四国山地が連なり、山がちで急峻な地形が続きます。また、構造線が縦断しこれに沿って脆弱な地形が分布することから土砂災害の危険区域が極めて多い状況です。一方、川沿いに開けた平野部は水害に対する危険地帯となっています。
- 気候についても、四国山地によって地形的に大きく北と南に分けられ、四国の北部は降雨量が少なく比較的温暖な瀬戸内地区の気候に属しますが、南部は降雨量が多く気温の高い太平洋地区の気候に属するように、南北で著しく異なった気候になっています。
- 四国圏の河川を見ると、吉野川水系、那賀川水系、土器川水系、重信川水系、肱川水系、渡川水系、仁淀川水系、物部川水系と大きく8つの水系に分けられ、最も流域面積が広いのが吉野川水系であり、次いで渡川水系、肱川水系となっています。その多くが急流河川で、河川の延長も短く、特に瀬戸内海川の河川においてその傾向が顕著に表れています。
- 源流部は峻険なV字谷を呈している河川が多く、源流部が剣山国立公園、石鎚国立公園、県立自然公園等の自然公園区域に指定され、自然環境が豊かで景勝地も多く見られる良好な溪流環境を呈しています。流域の土地利用は山地が概ね7~8割と大部分を占めており、源流部にブナ・モミの原生林も見られるものの、源流部から中流域にかけてスギ・ヒノキ植林が植生の多くを占めている河川が多く、林業を基盤として形成されている人工林と集落が一体となった高地集落の環境を形成しているのが特徴です。
- 下流域は扇状地が広がっており、農地としての利用や都市地域が発達しています。北側には瀬戸内海地域を特徴づけるため池が分布し、南側の平地部では、温暖な気候を利用したハウス園芸等による野菜栽培や稲作が盛んです。
- 河口域については砂州や干潟を形成しており、シギ・チドリ類の渡り鳥の中継地やカモ類の越冬地として広域的なエコロジカルネットワークの形成上重要な機能を有しています。
- 河川・湿原地域は、四国山地と中心に、山地部から山間部、そして下流域の扇状地に広がる農地や都市地域、そして沿岸域や海域までを貫流している河川を中心に形成されており、エコロジカルネットワーク上最も重要な役割を担うコリドーとなっています。

《 目指すべき方向 》

抽出されたキーワード

参考文献	関連する方針等
吉野川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然環境や動植物の生息・生育環境の保全・創出に努める。 ・流域住民の積極的な自然体験活動や環境学習等の河川空間利用が盛んであることを踏まえ、河川利用と河川環境との調和のとれた河川整備に努める。 ・地域と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。
那珂川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な河川景観を保全するとともに、多種多様な動植物が生息する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。 ・関係機関や地域住民と連携を図りながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。
土器川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な動植物の生息・生育する自然環境を保全及び創出し、次世代に引き継ぐよう努める。 ・河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。 ・劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、かつての良好な河川環境の再生に努める。 ・地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。
重信川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・伏流による瀬切れの発生や河床の変動性が大きい急流河川としての特性を踏まえて湧水がある礫河床などの動植物の生息・生育環境の保全に努める。 ・流域住民による自然体験活動や環境学習等の河川空間利用が盛んであることを踏まえ、河川利用と河川環境との調和のとれた河川整備に努める。 ・地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。
肱川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな水辺環境を保全・継承するため、関係機関や地域住民と情報を共有しつつ、連携を深めながら治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。
仁淀川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの流域の人々と仁淀川との歴史的・文化的な関わりをふまえ、自然豊かな河川環境、良質な水質、豊かな水面と砂州、そして周辺の緑が織りなす美しい河川景観を保つ。また、河川利用の場として流域内外の人々から親しまれる仁淀川の個性と魅力を次世代に引き継ぐよう努める。 ・河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。 ・劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、かつての良好な河川環境の再生に努める。 ・地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。
物部川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。 ・河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。 ・地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。



エコネット構想文（骨子案）
～第3次生物多様性国家戦略の文調を踏まえ～

- 吉野川水系、渡川水系、肱川水系といった主要な河川はもとより、中小水系においても、流域の人々との歴史的、文化的な関わりを踏まえ、良好な水質、豊かな水面と砂州、周辺の緑を含めた流域全体での多様な動植物の生息・生育環境の保全・創出を図るとともに、劣化もしくは失われた河川環境の再生を実施し、動植物の生息・生息環境の連続性を確保します。
- 河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図ります。
- 流域住民の自然体験活動や環境学習等の河川利用の場として河川利用と河川環境の調和の取れた河川整備を行い、流域もしくは流域を越えた関係機関や地域住民との連携・交流を図りながら、地域づくりに資する川づくりを行います。

《 望ましい地域のイメージ 》

抽出されたキーワード

参考文献	目標像等
吉野川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・河口には、ハマシギ等の鳥類の重要な中継地となっている干潟やシオマネキ等が生息するヨシ原等が広がっている。 ・アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬、淵が保全されている。また、コアジサシ等の繁殖地として利用され、カワラサイコ等の河原植物の生育地となっているレキ河原が広がっている。 ・河口干潟、広いレキ河原や川沿いの水害防備林など吉野川らしい雄大な河川景観が形成されている。 ・豊かな自然を備えた水辺空間を活かした水上スポーツ、レクリエーション、環境教育の場等として幅広く利用されている。
那珂川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・水域から陸域への連続性の確保等、多様な動植物の生息・生育環境が保全され、河川環境の生態的な繋がりが保たれている。また、清流と砂礫の調和した河川景観の維持・創出されている。 ・生活の基盤や歴史・文化・風土を形成してきた那賀川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、環境学習ができる場として、魅力ある水辺空間の整備・保全が図られている。
土器川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境が多く残る上流部では魚類等の生息場となる瀬・淵が保全されている。中流部では、河畔林に囲まれ多様な河川環境が形成されている。下流部では、動植物の生息・生育に必要なのみお筋やたまり、レキ河原の保全が形成され、流域におけるため池や出水と本川を結ぶ支川や農業用水路等の水路ネットワークとの連続性の確保や魚類の生息環境が維持されている。 ・河口部では、干潟にハクセンシオマネキ等が生息し、シロチドリ等の採餌場となっている。 ・生物の多様性や生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境が保全されている。 ・上下流における相互理解を深めつつ、流域住民と一体となった川づくりが行われている。
重信川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥類の重要な中継地となっている河口干潟や底生動物が生息するヨシ群落等が広がっている。 ・水域ではアユ等の産卵場や生息の場となっている瀬・淵や清冽な湧水のある礫河床が広がっている。また、地域住民や関係機関と連携しながら、多様な動植物の生息の場として良好な自然環境となっている泉や湿地などの保全・再生が進められている。 ・河口干潟、広い礫河原など多様な河川景観が保全されている。 ・流域の人々の生活の基盤や歴史・文化を形成してきた重信川の恵みを活かされつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全が図られている。
肱川河川整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・水郷大洲に代表される良好な自然環境とホテイアオイ、エノキなどの河畔林やナゲ、大洲城址などの歴史的構造物に代表される肱川流域の河川景観が維持されている。 ・河口部の干潟・浅場にはハマサジ、クボハゼなどが生育・生息しており、瀬や淵はアユ、ウグイ、カジカなどの良好な生息環境となっている。 ・流域の生態系、水環境等の調査が定期的に行われ、その状態が的確に把握されている。
仁淀川河川整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な動植物を育む瀬・淵や河岸、河畔林、砂州等が広がり、水域から陸域への連続性が確保され、生態的に繋がりが生物の生活史を支える環境が確保されている。 ・上流域では、サシウオの産卵場・幼生の生息場である溪流や、アマゴ、カヤ等が生息する河川環境などが保全されている。中流域では、瀬などがアユ等の生息・繁殖場となっている。下流域では、コアジサシ、カサドリ等の繁殖地である礫河原、エガ、メジロ等の鳥類、ウグイ、ヤギルハシ等の昆虫類の生息場所であるヤギ類等の河畔林が広がっている。また、河口部の干潟には、ウグイ、ミサゴなどが生息・繁殖している。 ・川漁、水遊び、キャンプ等の河川利用の場として流域内外から多くの人々が訪れる。
物部川河川整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・上流域の自然豊かな清流にはアマゴやオオダイガハラサンショウウオ等が生息し、下流域の瀬ではアユ等が生息し、砂礫地にはカワラヨモギ等の河原固有の植物が生育する。湧水・伏流水に起因するワンドにはトンボ類やカエル類が生息し、囲う域は渡り鳥の越冬地や中継地、ミサゴ等の猛禽類の採餌場となっている。 ・広い砂礫河原、渓谷等多様な河川景観が形成されている。 ・流域の人々の生活の基盤や歴史・文化を形成してきた物部川の恵みを活かした自然とのふれあいや環境学習の場が整備されている。

エコネット構想文（骨子案）

～第3次生物多様性国家戦略の文調を踏まえ～

- 瀬・淵や河岸、河畔林、砂州等が広がり、水域から陸域への連続性が確保されていることから、多様な動植物の生息・生育環境が保全され、河川環境の生態的な繋がりが保たれています。
- また、流域におけるため池や出水と本川を結ぶ支川や農業用水路等の水路ネットワークとの連続性が確保され、魚類の生息環境が維持されています。
- 吉野川や四万十川など四国山地を中心とした自然環境が多く残る上流部の清流にはサンショウウオの産卵場や幼生の生息場や、アマゴなど魚類の生息場となる溪流環境が広がっています。
- 吉野川に多く見られる防備林としての竹林など、河畔林に囲まれた中流部では、アユの生息・繁殖場となる瀬・淵や、エナガ・メジロなどの鳥類やトンボ類やカエル類などの生息場所となる礫河原が広がり、多様な河川環境が形成されています。
- 下流部には、コアジサシなどの繁殖地として利用される礫河原や、シオマネキの生息場やハマシギ等の渡り鳥の中継地となっている河口干潟・浅場などの開放的な環境が広がっており、シロチドリやミサゴなどの貴重な採餌となっています。
- 上流部では、剣山国立公園、石鎚国立公園などをはじめとする渓谷の景勝地と調和した河川景観、中流部では、広い礫河原と四万十川を代表する沈下橋等の歴史的構造物や周辺の山の緑が織りなす美しい景観、さらに、下流部では、連続する瀬、淵と広い砂州や干潟が形づく開放的な景観が形成されており、流域の人々の生活基盤や歴史・文化を形成してきた川の恵みを活かした自然とのふれあいや環境学習の場が整備されています。

3. 沿岸域

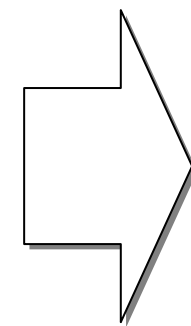
◀ 現状 ▶

参考文献

「四国港湾・空港ビジョン」「徳島県海岸保全計画」「香川県海岸保全計画」「愛媛県海岸保全計画」「高知県海岸保全計画」他

抽出されたキーワード

概況	特徴
総面積18,808km ² の大きな島と園周辺の小島から構成される四国は、北は多島美あふれる瀬戸内海、南は珊瑚が生息する太平洋に面し、東西は魚類の豊富や紀伊水道、豊後水道に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれている。	沿岸域を大きく分けると、紀伊水道西沿岸、海部灘沿岸、讃岐阿波沿岸、燧灘沿岸、伊予灘沿岸、豊後水道東沿岸、土佐湾沿岸に分けられる。
四国の海岸線は太平洋と瀬戸内海に囲まれており、瀬戸内海の白砂青松の砂浜や愛媛県南部のリアス式海岸など、多種多様な特徴を有している。	こうした海岸線は古くから人々の生活や港湾、レクリエーションの場として活用されている。
四国は臨海部に人口、都市、産業が集中している。	陸上、海上交通をつなぐ流通の要となる港湾としての機能も発達している。
沿岸域の多くが瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、室戸阿南海岸国立公園等の自然公園に指定されている。	ウミガメの産卵地、サンゴの群生地や、河口干潟、藻場など、貴重な自然資源が多く残されている。
	藻場、干潟は魚介類の生育、生態系の維持、また水質浄化など海洋環境にとって重要な役割を果たしています。しかし、特に瀬戸内海では干潟の面性が減少する傾向にあります。生物の多様性を保ち、海洋環境を維持、回復するためには藻場、干潟の現象を早急に食い止め、増加させることが求められています。



エコネット構想文（骨子案）

～第3次生物多様性国家戦略の文調を踏まえ～

- 四国は中央部を東西に四国山地が連なり、山がちで急峻な地形が続きます。また、構造線が縦断しこれに沿って脆弱な地形が分布することから土砂災害の危険区域が極めて多い状況です。一方、川沿いに開けた平野部は水害に対する危険地帯となっています。
- 気候についても、四国山地によって地形的に大きく北と南に分けられ、四国の北部は降雨量が少なく比較的温暖な瀬戸内地区の気候に属しますが、南部は降雨量が多く気温の高い太平洋地区の気候に属するように、南北で著しく異なった気候になっています。
- 総面積 18,808km²の大きな島と園周辺の小島から構成される四国は、北は多島美あふれる瀬戸内海、南は珊瑚が生息する太平洋に面し、東西は魚類の豊富や紀伊水道、豊後水道に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれており、瀬戸内海の白砂青松の砂浜や愛媛県南部のリアス式海岸など、多種多様な特徴を有します。
- こうした海岸線は古くから生活の場や港湾等の海上交通の要としての機能を有するとともに、漁業や養殖、または製塩や工業などの産業の場として利用されてきました。また、ダイビングスポット等のマリンスポーツや海岸の景観美を活かした観光地等のレクリエーションの場としても活用されています。
- 沿岸域を大きく分けると、紀伊水道西沿岸、海部灘沿岸、讃岐阿波沿岸、燧灘沿岸、伊予灘沿岸、豊後水道東沿岸、土佐湾沿岸に分けられ、その沿岸域の多くが瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、室戸阿南海岸国立公園等の自然公園に指定されており、ウミガメの産卵地、サンゴの群生地や、河口干潟、藻場など、貴重な自然資源が多く残されています。
- 特に、沿岸域に広がる藻場、干潟は魚介類の生育、生態系の維持、また水質浄化など海洋環境にとって重要な役割を果たしています。しかし、瀬戸内海では干潟の面性が減少する傾向にあります。
- 生物の多様性を保ち、海洋環境を維持、回復するためには藻場、干潟の現象を早急に食い止め、増加させることが求められています。

《 目指すべき方向 》

抽出されたキーワード

参考文献	関連する方針等
四国港湾・空港ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海において平成34年には約600haの浅場の修復を目指します。今後、灘・湾別に協議会等を組織し、四国においても事業計画の策定・整備を進める。 ・水底質の保全・改善、多様な動植物の生息・生育に配慮した港湾施設を整備すると共に、必要な技術開発を進める。 ・四国・瀬戸内海において、海が本来持っている自浄能力を新しく開発された技術等様々な方法で再生し、良好な海洋生物の生育環境を保全することで多様性のある豊かな海の回復を目指す。
徳島県海岸保全計画	<ul style="list-style-type: none"> ○讃岐阿波沿岸 讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、にぎわいがあり、安全で親しみのある海岸の演出。 ○紀伊水道西沿岸 鳴門から阿南へ暮らしを守り自然と人が息づく阿波の海岸づくり。 ○海部灘沿岸 海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり。
愛媛県海岸保全計画	<ul style="list-style-type: none"> ○燧灘沿岸 海峡や多島海独特の自然景観を有するとともに、カブトガニの繁殖地や貴重な鳥類の飛来地として知られる加茂川河口西干潟が現存するなど、瀬戸内の貴重な自然環境が残されており、こうした周辺の自然環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代に継承していく。 ○伊予灘沿岸 藻場が沿岸一帯に分布する他、鳥類の飛来地で知られる重信川河口干潟が現存するなど、貴重な自然環境を有しており、こうした周辺の自然環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代に継承する。 ○豊後水道東沿岸 変化に富んだリアス式海岸などによる独特な自然景観を有し、サンゴの群集地、亜熱帯植物群落等の生息地など貴重な自然が多く残されており、こうした周辺の自然環境への支障を及ぼす行為をできるだけ回避するとともに、身近な藻場などにも配慮し、自然環境と共生する海岸づくりを推進し、豊後水道東沿岸の優れた自然環境を次世代に継承する。
高知県海岸保全計画	<ul style="list-style-type: none"> ○海部灘沿岸【室戸阿南海岸国定公園等の貴重な海岸環境の保全と継承】 急峻な岩礁や海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の優れた景観を有し、アカウミガメの産卵地やサンゴの群集地など希少な生物の生息地となっている海部灘の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代へ継承していく。 ○土佐湾沿岸【砂浜・沿岸植生・景観の適正かつ調和の取れた保全・維持】 四万十川や仁淀川をはじめとする大小様々な河川の河口部周辺や、岩礁域に広がるサンゴ礁など、沿岸域の多様な生態系の保全・回復に努める。また、白砂青松として知られる入野の松原や景勝地桂浜などの優れた海岸景観を保全するため、砂浜・沿岸植生・景観の適正かつ総合的な保全・維持に配慮する。 ○豊後水道東沿岸 変化に富んだリアス式海岸などによる独特な自然景観を有し、サンゴの群集地、亜熱帯植物群落等の生息地など貴重な自然が多く残されており、こうした周辺の自然環境への支障を及ぼす行為をできるだけ回避するとともに、身近な藻場などにも配慮し、自然環境と共生する海岸づくりを推進し、豊後水道東沿岸の優れた自然環境を次世代に継承する。

エコネット構想文（骨子案）
～第3次生物多様性国家戦略の文調を踏まえ～

- 海が本来持っている自浄能力の再生と、良好な海洋生物の生育環境を保全することで多様性のある豊かな海の回復を目指します。
- 水底質の保全・改善、多様な動植物の生息・生育に配慮した港湾施設、海岸保全施設を整備します。
- 瀬戸内海の歴史と自然の恵みを生かし、地域が抱え持つ資源をさらに活用するとともに、瀬戸内海および周辺地域の陸、海、島のネットワーク化を図ります。
- 燧灘沿岸のカブトガニの繁殖地、豊後水道東沿岸や海部灘沿岸のサンゴの群生地、豊後水道東沿岸の亜熱帯植物群落、鳥類の飛来地となる重信川や四万十川河口干潟などの保全と、自然との共生を目指します。

《 望ましい地域のイメージ 》

抽出されたキーワード	
参考文献	目標像等
四国港湾空港ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> 干潟は海域の自然環境の中では、生物の生息環境と同時に自浄作用による海域の水質改善などの役割を有するとともに重要な役割も果たしている。こうした干潟が近年減少しており、失われた干潟を再生することで、生物の多様性を維持し、さらに失われた生態系や自然環境を回復し、海域環境の維持・改善が図られている。
徳島県海岸保全計画	<ul style="list-style-type: none"> 減少しつつある藻場や干潟などの保護・保全によりウミガメの上陸地やサンゴの群生地が守られている。 海岸保全施設の整備においては、自然環境に対する配慮など、自然と共生する海岸づくりが行われている。 豊かな自然環境を活かしたレクリエーションや環境学習などの多様な利用に対応し、地域に親しまれる海辺づくりが進められている。
香川県海岸保全計画	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域一帯に分布する藻場や干潟の保全。 海岸のハマヒルガオ、ハマボウ群生地、ヤブツバキ林やウバメガシなどの貴重な植生や生態系に配慮された海岸づくり。 海岸の漂着ゴミの美化活動やモラルの向上に対する啓発。
愛媛県海岸保全計画	<ul style="list-style-type: none"> 数多くの風光明媚な天然海岸が残され、カブトガニの繁殖地や愛媛県内最大級の加茂川河口西干潟など優れた自然環境を有している。 美しい砂浜など貴重な自然環境資源の保護・保全だけでなく、身近に存在する藻場、干潟、砂浜など海浜生物の生息環境、及び背後地の森林、河川なども含めた広域的な視点から、関連機関や関連部署及び地元市町村、地元住民との連携強化が図られている。 自然環境に関する事前の調査を行い、環境保全に配慮した施設計画が行われているとともに、施工時や施工後における追跡調査を実施し、環境保全に配慮した施設の効果検証や今後の海岸事業への反映が実施されている。 ミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点からの施設整備が行われ、自然と共生する海岸環境の保全が図られている。 ゴミ捨てなどによる海岸環境悪化に対するモラル向上の意識啓発及び地元住民やボランティア等の協力による海岸愛護活動が活発に行われている。
高知県海岸保全計画	<ul style="list-style-type: none"> 良好な生物生息場となる藻場や干潟、アカウミガメ産卵場やサンゴの群生地など地域の優れた自然環境の保護・保全が図られている。 背後地の松原などの沿岸植生と砂浜、景観の適正かつ総合的な保全・維持がされている。 リアス式海岸や崖海岸からなる雄壮かつ風光明媚な海岸景観の保全が図られている。

エコネット構想文（骨子案）
～第3次生物多様性国家戦略の文調を踏まえ～

- 干潟は海域の自然環境の中では、生物の生息環境と同時に自浄作用による海域の水質改善などの役割を有するとともに重要な役割も果たしています。特に瀬戸内海川ではこうした干潟が近年減少しており、失われた干潟を再生することで、生物の多様性を維持し、さらに失われた生態系や自然環境を回復し、海域環境の維持・改善を図ることができます。
- 身近に存在する藻場、干潟、砂浜など海浜生物の生息環境、及び背後地の森林、河川なども含めた広域的な関係者や地元住民の連携により、瀬戸内海国立公園を代表する白砂青松の砂浜や、足摺宇和海国立公園の特徴的なリアス式海岸、室戸阿南海岸国立公園に多く見られる崖海岸など、数多くの風光明媚な天然海岸が残され、カブトガニの繁殖地やウミガメの上陸地、サンゴの群生地などの貴重な自然環境が維持されています。
- 海岸保全施設や港湾施設の整備においては、自然環境に対する配慮など、自然と共生する海岸づくりを図るため、ミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点からの施設整備が行われているとともに、海岸整備にあたり、特に自然環境への配慮が必要な場合においては、自然環境に関する事前の調査を行い、環境保全に配慮した施設計画がされています。さらに、施工時や施工後における追跡調査を実施し、環境保全に配慮した施設の効果を検証し、様々な港湾事業、海岸事業に反映されています。
- 豊かな自然環境を活かしたレクリエーションや環境学習などの多様な利用に対応し、地域に親しまれる海辺づくりが進められる一方で、ゴミ捨てなどによる海岸環境悪化に対するモラル向上の意識啓発により、地元住民や、海岸の漂着ゴミの美化活動やボランティア等の協力による海岸愛護活動が積極的に行われています。

第5章 ヒアリング等

第5章 ヒアリング等

エコロジカル・ネットワークの形成に関連すると考えられるデータの作成を適切に行うために、関係機関へのヒアリングを広域ブロックごとに実施した。情報収集・整理のためのヒアリングについては、まず、広域ブロックごとの地方整備局に対し、収集対象とする計画・事業の内容、情報の収集方法などについて1次ヒアリングを行い、その上で、必要に応じて、地方自治体や関係機関への情報提供の要請、不明情報の照会など2次ヒアリングを実施した。その後、整理した情報についての公開の可否や情報内容の確認を行った。

なお、ヒアリングにあたっては直接面談のほか、電話・電子メールによる照会等も実施した。

1. 中部圏

中部圏においては、図15に示すように、中部地方整備局においてヒアリングを実施し、本調査の目的・内容の説明及び情報提供を要請した。その後中部地方整備局からの情報の提供及び情報提供先の紹介を受け、地方自治体や関係機関へ不正確情報確認の照会を行った。また、整理した情報についての公開の可否や情報内容の確認を中部地方整備局内関係各部署及び地方自治体・関係機関に行った。

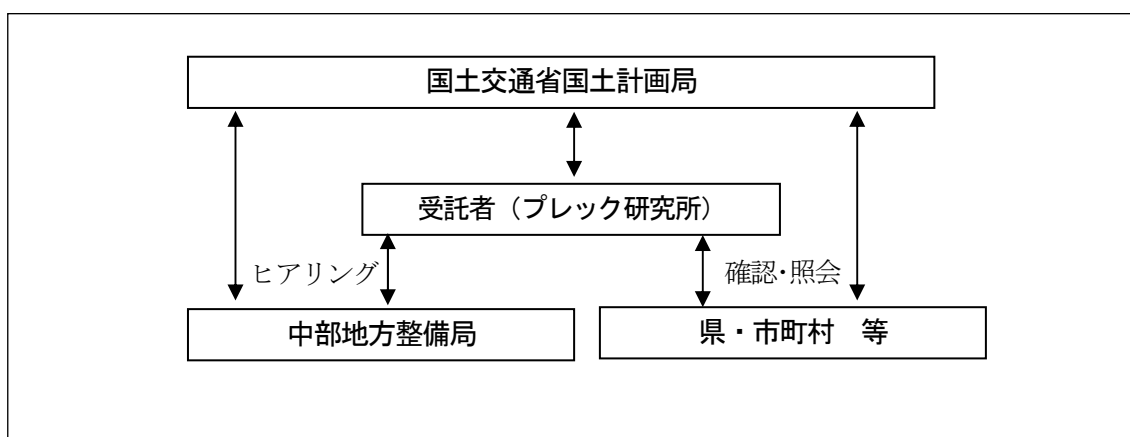


図15 中部圏におけるヒアリング及び確認体制

2. 四国圏

四国圏においては、図 16 に示すように、四国地方整備局においてヒアリングを実施し、本調査の目的・内容の説明及び情報提供を要請した。その後、国土交通省関連の計画・事業については四国地方整備局からの情報の提供及び不明確情報の確認を実施した。また、県や市の地方自治体については、四国地方整備局からの窓口の照会を受け、直接提供情報の受領及び不明確情報確認の照会等を行った。また、整理した情報についての公開の可否や情報内容の確認についても、四国地方整備局及び地方自治体の関係機関に直接実施した。

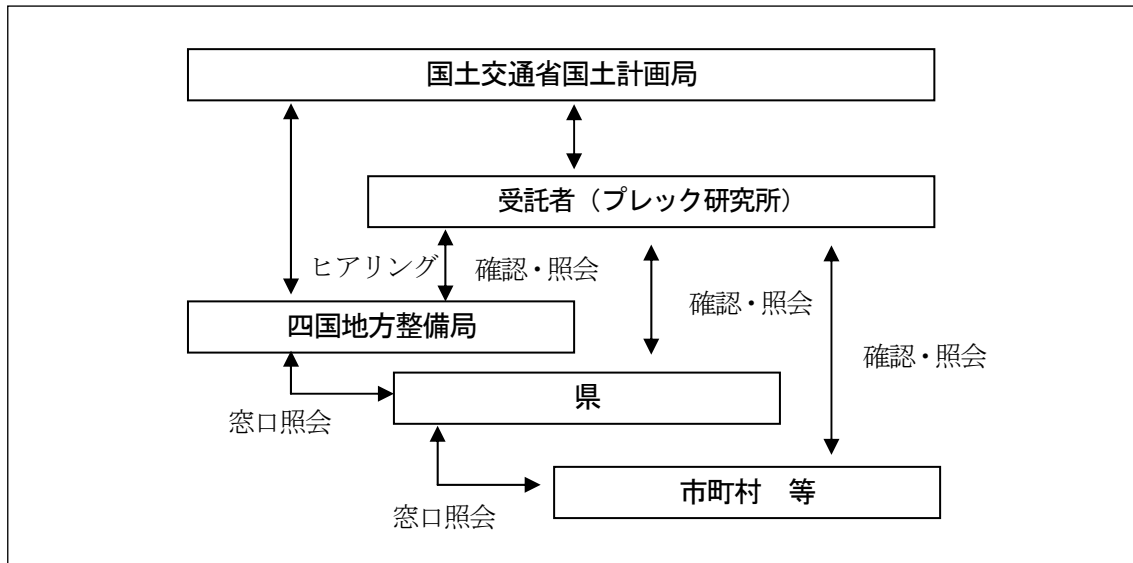


図 16 四国圏におけるヒアリング及び確認体制

中部圏・四国圏における広域レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の策定に関する調査

実施担当部局：国土交通省 国土計画局 総合計画課

受託機関：株式会社 プレック研究所

中部圏・四国圏における広域レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の策定に関する調査 報告書 平成21年3月

国土交通省国土計画局総合計画課